

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【事業年度】	第20期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加賀谷 卓
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 真下 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	481,783	560,882	563,252	589,028	563,295
経常利益 (百万円)	36,071	40,064	42,941	44,036	30,934
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	28,018	25,994	29,369	29,208	19,338
包括利益 (百万円)	26,253	23,605	35,380	29,215	19,607
純資産額 (百万円)	301,459	310,694	330,807	343,489	346,725
総資産額 (百万円)	439,926	450,043	479,419	524,062	502,133
1株当たり純資産額 (円)	2,318.35	2,424.83	2,619.63	2,761.15	2,824.12
1株当たり当期純利益 (円)	230.10	202.97	232.72	235.50	158.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	229.21	202.46	232.21	235.18	158.71
自己資本比率 (%)	67.8	68.3	68.3	64.5	67.9
自己資本利益率 (%)	10.6	8.6	9.2	8.8	5.7
株価収益率 (倍)	13.12	13.71	14.65	11.33	15.38
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,964	37,496	25,469	5,244	61,781
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,550	9,919	8,861	11,109	6,843
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,382	19,819	20,258	6,171	48,233
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	27,778	35,503	32,936	34,033	40,788
従業員数 (名)	16,700	16,844	17,066	17,520	17,512

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	10,473	12,894	13,168	14,275	14,233
経常利益 (百万円)	9,247	11,537	11,832	12,940	12,894
当期純利益 (百万円)	9,179	11,459	11,755	12,863	12,801
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	141,000	141,000	141,000	141,000	141,000
純資産額 (百万円)	134,425	131,611	127,542	121,741	118,420
総資産額 (百万円)	159,103	157,841	164,425	186,000	154,201
1株当たり純資産額 (円)	1,039.38	1,032.52	1,013.92	987.92	972.70
1株当たり配当額 (円)	60.00	75.00	85.00	95.00	100.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(30.00)	(35.00)	(40.00)	(45.00)	(50.00)
1株当たり当期純利益 (円)	75.35	89.48	93.15	103.72	105.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	75.06	89.25	92.95	103.58	105.06
自己資本比率 (%)	84.1	83.0	77.1	65.0	76.2
自己資本利益率 (%)	8.5	8.7	9.1	10.4	10.7
株価収益率 (倍)	40.1	31.1	36.6	25.7	23.2
配当性向 (%)	79.63	83.82	91.25	91.60	95.11
従業員数 (名)	77	89	90	97	99
株主総利回り (%)	108.5	102.7	127.8	105.0	100.6
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	95.0	85.9	122.1	124.6	131.8
最高株価 (円)	3,405	3,315	3,515	3,590	2,724
最低株価 (円)	2,455	2,131	2,376	2,454	2,277

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 第16期事業年度の1株当たり配当額60円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

3 第17期事業年度の1株当たり配当額75円には、普通配当増配による15円(中間配当額5円、期末配当額10円)が含まれております。

4 第18期事業年度の1株当たり配当額85円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

5 第19期事業年度の1株当たり配当額95円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

6 第20期事業年度の1株当たり配当額100円には、普通配当増配による5円(中間配当額5円)が含まれております。

7 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2003年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（2005年4月に商号を株式会社三和エレクトリックから変更）及び株式会社T O S Y S（2012年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粋持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

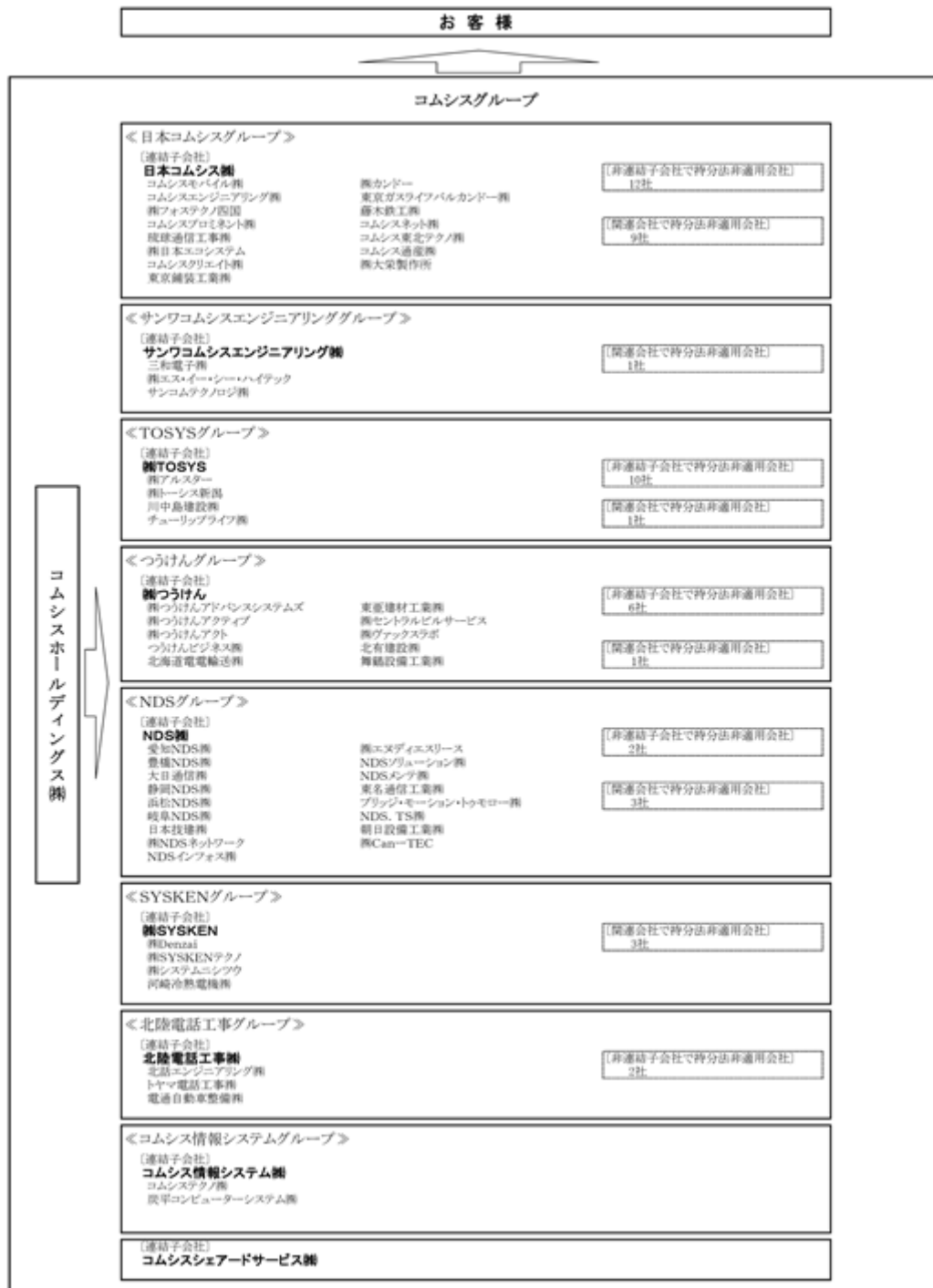
当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2003年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレクトリック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
2004年9月	株式会社三和エレクトリックの第三者割当増資を引き受け。
2005年1月	株式会社三和エレクトリックのN T T情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
2005年4月	株式会社三和エレクトリックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
2005年10月	株式交換により国際電設株式会社（現 ウィンテック株式会社）を完全子会社化し、同日付で日本コムシス株式会社の完全子会社化。
2007年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
2009年4月	日本コムシス株式会社のI Tソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
2010年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
2012年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社T O S Y Sに商号変更。
2013年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
2013年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
2013年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
2017年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
2018年10月	株式交換によりN D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社を完全子会社化。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

3【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社TOSYS、株式会社つうけん、NDS株式会社、株式会社SYSKEN、北陸電話工事株式会社、コムシス情報システム株式会社の8統括事業会社に加え、子会社91社及び関連会社18社から構成され、電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等を主な事業内容としております。

2023年3月31日現在の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

2023年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本コムシス(株) (注)2、5	東京都品川区	10,000	日本コムシスグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 7名
サンワコムシスエンジニアリング(株) (注)2、6	東京都品川区	3,624	サンワコムシスエンジニアリンググループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 4名
(株)TOSYS	長野県長野市	450	TOSYSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
(株)つうけん (注)2	札幌市中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
NDS(株) (注)2	名古屋市中区	5,676	NDSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 2名
(株)SYSKEN	熊本市中央区	801	SYSKENグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
北陸電話工事(株)	石川県金沢市	450	北陸電話工事グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
コムシス情報システム(株)	東京都港区	450	コムシス情報システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結しております。 役員の兼任 1名
コムシスシェアードサービス(株)	東京都品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託しております。
コムシスマバイル(株)	東京都品川区	54	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスエンジニアリング(株)	東京都港区	80	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)フォステクノ四国	徳島県板野郡	50	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント(株)	大阪市住之江区	34	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
琉球通信工事(株)	沖縄県那覇市	97	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本エコシステム	東京都品川区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスクリエイト(株)	東京都品川区	10	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京舗装工業(株)	東京都千代田区	100	日本コムシスグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)カンドー	東京都 新宿区	448	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京ガスライフバルカンドー(株)	東京都 品川区	100	日本コムシス グループ	66.5 (66.5)	営業上の取引はありません。
藤木鉄工(株)	新潟県 新潟市	98	日本コムシス グループ	66.7 (66.7)	営業上の取引はありません。
コムシスネット(株)	東京都 品川区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス東北テクノ(株)	仙台市 若林区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産(株)	東京都 港区	60	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けております。
(株)大栄製作所	神奈川県 厚木市	60	日本コムシス グループ	85.2 (85.2)	営業上の取引はありません。
三和電子(株)	東京都 千代田区	90	サンワコムシス エンジニアリング グループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。
(株)エス・イー・シー・ハイテック	東京都 品川区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジー(株)	東京都 北区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アルスター	長野県 松本市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)トーシス新潟	新潟市 西区	42	T O S Y S グループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設(株)	長野県 長野市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
チューリップライフ(株)	新潟市 西区	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアドバンスシステムズ	札幌市 中央区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクティブ	札幌市 中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクト	札幌市 厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)セントラルビルサービス	北海道 釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東亜建材工業(株)	北海道 千歳市	22	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)ヴァックスラボ	札幌市 中央区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北有建設(株)	北海道 美唄市	25	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
舞鶴設備工業(株)	北海道 千歳市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
愛知NDS(株)	名古屋市 港区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
豊橋NDS(株)	愛知県 豊橋市	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
大日通信(株)	愛知県 豊田市	30	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。
静岡NDS(株)	静岡市 葵区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
浜松NDS(株)	浜松市 東区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
岐阜NDS(株)	岐阜県 岐阜市	25	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
日本技建(株)	名古屋市 中村区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)NDSネットワーク	名古屋市 中川区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSインフォス(株)	名古屋市 中区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)エヌディエスリース	名古屋市 中区	149	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSソリューション(株)	名古屋市 中区	300	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSメンテ(株)	名古屋市 中区	10	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東名通信工業(株)	愛知県 稲沢市	50	NDSグループ	62.4 (62.4)	営業上の取引はありません。
ブリッジ・モーション・トゥモ ロー(株)	東京都 品川区	100	NDSグループ	84.2 (84.2)	営業上の取引はありません。
NDS.TS(株)	横浜市 港北区	80	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
朝日設備工業(株)	岐阜県 岐阜市	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)Can-TEC	岐阜県 土岐市	24	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)Denzai	熊本市 中央区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)SYSKENテクノ	熊本市 中央区	25	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)システムニシツウ	福岡市 南区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
河崎冷熱電機(株)	山口県 下関市	30	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北話エンジニアリング(株)	石川県 金沢市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
トヤマ電話工事(株)	富山県 富山市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
電通自動車整備(株)	石川県 白山市	26	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムステクノ(株)	東京都 港区	50	コムシス情報 システムグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
炭平コンピューターシステム(株)	長野県 長野市	80	コムシス情報 システムグループ	80.0 (80.0)	営業上の取引はありません。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記連結子会社67社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出していません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。

4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 日本コムシス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

日本コムシス株式会社の主要な損益情報等

売上高	185,482百万円
経常利益	5,701百万円
当期純利益	3,758百万円
純資産額	169,381百万円
総資産額	228,138百万円

6 サンワコムシスエンジニアリング株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

サンワコムシスエンジニアリング株式会社の主要な損益情報等

売上高	60,449百万円
経常利益	6,181百万円
当期純利益	4,667百万円
純資産額	29,491百万円
総資産額	44,672百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	6,259
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,774
TOSYSグループ	1,340
つうけんグループ	2,357
NDSグループ	2,956
SYSKENグループ	1,065
北陸電話工事グループ	914
コムシス情報システムグループ	627
その他	220
合計	17,512

(注) 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません(以下「(2) 提出会社の状況」においても同じであります。)

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
99	51.8	21.0	9,281,849

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	99
合計	99

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

2 平均年間給与は、2023年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

コムシスグループは、日本コムシス関連労働組合協議会(組合員数2,519人)、サンコムユニオン(組合員数579人)、トースグループ労働組合(組合員数800人)、北海道情報通信建設労働組合(組合員数536人)、NDS労働組合(組合員数1,142人)、北陸地方情報通信設備建設労働組合(組合員数583人)、九州情報通信設備建設労働組合協議会(組合員数374人)及びコムシス情報システム関連労働組合協議会(組合員数447人)等があり、主に情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

主要な連結子会社

名 称	当事業年度					
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		育児休業等取得率 (注)2	育児休業等及び育児目的休暇の取得率 (注)3	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
日本コムシス(株)	2.5	74.0	114.0	73.9	73.5	59.9
サンワコムシスエンジニアリング(株)	3.1	115.0	125.0	72.0	72.9	79.6
株)TOSYS	1.2	33.0	73.0	65.8	65.2	103.1
株)つうけん	1.2	50.0	27.0	80.9	75.3	98.3
NDS(株)	2.2	132.0	154.0	59.7	72.3	67.5
株)SYSKEN	2.4	141.0	166.0	91.3	98.9	60.2
北陸電話工事(株)	0.0	22.0	44.0	64.9	61.0	101.2
コムシス情報システム(株)	3.6	20.0	50.0	74.8	73.4	-
コムシスシェアードサービス(株)	27.3	-	-	70.2	65.5	102.1

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。
- 4 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものについては「第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報 (2)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

コムシスグループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

私たちコムシスグループは、グループ一体となり、外部の様々なプレイヤーとも強力な協業・連携を図りつつ経営理念を実現します。

<コムシスグループ経営理念>

「時代をになう多様なインフラ建設」でお客様に選ばれ続ける企業を創ります

「豊かな生活を支える社会基盤づくり」で国と地域に貢献します

たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上を目指します

コムシスグループの事業分野はキャリア系事業である電気通信設備工事にとどまらず、非キャリア系事業である都市の環境整備やICT関連工事、太陽光発電などの再生エネルギー事業に至るまで社会・経済活動を根底から支えるさまざまなインフラ工事を網羅しております。

この経営理念では「お客様」「社会」「株主およびグループ従業員」の三つのステークホルダーに対してさらに一層の貢献をお約束し、グループが一体となり、さまざまな社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に向け、まい進してまいります。

お客様

～時代をになう多様なインフラ建設～

さらなる事業拡大を志向しながら品質・納期・価格などのサービス面でお客様より最大の評価をいただける企業グループを目指します。

社会

～豊かな生活を支える社会基盤づくり～

さまざまなインフラ構築・建設を通して国や地域社会に貢献していくことが使命であると考えています。

株主およびグループ従業員

～たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上～

人材のマルチスキル化、施工ITプラットフォームの構築など、生産性の向上やコスト競争力の強化を図り、厳しい競争環境に打ち勝つ構造改革の取り組みを継続してまいります。

(2) 目標とする経営指標

コムシスグループは、中期目標として「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を進めてまいりましたが、取り巻く事業環境の変化などにより、最終年度となる2023年度の業績目標を再設定しております。

- ・売上高5,700億円以上
- ・営業利益340億円以上
- ・総還元性向70%目安を継続

業績目標を達成するための取り組み

- キャリア事業の取り組み -

新事業領域の獲得とエリアマネジメント強化による生産性向上

・全国拠点をベースにした周辺事業拡大 ・業務プロセスの標準化 ・エリアフリー業務の一元化

- 成長事業の取り組み -

受注力強化による事業拡大

・バーチャルカンパニーによる受注力、施工力の最大化 ・グループリソースの最大活用による事業拡大

・M & Aによる成長基盤強化

(3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、通信インフラ分野における設備投資の減少が見込まれるなど引き続き厳しい事業環境と予測しておりますが、ITソリューション・社会システムの成長分野においては、

クラウドマイグレーションなど社会全体のDX化促進によるIT市場の拡大、無電柱化事業・流域治水事業など防災・減災、国土強靱化施策の推進及びデータセンタ事業・上下水道事業など社会インフラの構築及び更改のほか、民間設備投資の回復が期待できます。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、バーチャルカンパニーを活用したグループ連携強化によるトップライン拡大、複合技術者育成による事業領域拡大、バックヤード業務集約及びDX化推進などによる生産性向上により利益確保に取り組んでまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

<主要施策>

- バーチャルカンパニーによる受注力・施工力の最大化
- グループリソースの最大活用による事業拡大
- エリアマネジメント体制強化による生産性向上
- 技術者のマルチスキル化及びデジタル技術者の育成
- DX推進による生産性向上
- M&Aによる成長基盤強化
- プロジェクトマネジメント体制によるリスク管理強化

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

コムシスグループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

コムシスグループでは、SDGsへの貢献と持続的な企業価値向上を目的とし、サステナビリティの推進に向けたマネジメント体制を構築しており、当社社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置し、コムシスグループにおける気候変動を含むサステナビリティに関わる戦略の策定や課題解決を実施しております。

本委員会は随時開催し、課題の見直しと取り組みの方向性を決定しております。このうち、経営に関する重要テーマについては経営会議、取締役会にて審議を経たうえで決定しております。

(2) 戦略

コムシスグループでは、サステナビリティの推進に向けた課題（より効率的かつ誠実な企業活動の追求、活躍・成長する「人財」の育成、安全・安心の追求、持続可能な社会づくりへの貢献）を設定し、取り組みを行っております。

気候変動への対応は、課題の一つである「持続可能な社会づくりへの貢献」の中の重要な取り組みと位置づけており、将来的に発生しうる気候変動関連のリスクと機会を、脱炭素社会へ移行していくために発生する影響や気象変動による物理的な影響の面から分析・評価しました。また、コムシスグループ事業の関わりとして、再生可能エネルギー事業の需要拡大、並びに無電柱化ニーズや社会インフラの改修・耐震化を今後の見込まれる機会として特定いたしました。これらのリスク・機会に対して、対応の検討を進め、事業戦略へ組み込んでまいります。

気候変動関連のリスク・機会の詳細は、統合報告書をご覧ください。

コムシスグループ統合報告書2022 <https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library10.html>

また、コムシスグループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成と社内環境整備については、以下の方針に基づき取り組んでおります。

「人財」に関する基本的な考え方

コムシスグループの最大経営資源は「人財」であり、国家資格や高度な知識・経験を有する技術者とそれを支えるスタッフがなくてはコムシスグループの事業は成り立たないものと認識しております。情報通信産業を取り巻く環境が大きく変化中、事業環境の変化に対応した「人財」の確保・育成・活用は、極めて重要な経営課題であります。しかしながら、労働力不足が叫ばれる日本社会において、優秀な人材の確保はますます難しくなっており、そのためコムシスグループでは、新卒・中途での採用強化、グループ内での要員流動による人的資源の最適活用などを推進しております。さらに、多様な人材の中からより優秀な人材を採用するため、魅力的な職場環境を目指し、ダイバーシティの推進やワークスタイルイノベーションにも積極的に取り組んでおります。

人材育成及び社内環境整備の方針

マネジメント能力開発に重点を置いた階層別研修や、複合技術者の育成、資格取得への各種支援制度の推進など、新たな事業環境に対応した人材育成を進めております。コムシスグループの事業領域の拡大に伴い、建設元請けとしてのプロジェクトマネジメントだけでなく、プロジェクトの企画立案から体制構築、社内外との連携、ファイナンス面でのスキーム検討といった総合的なマネジメント能力がますます求められております。他方で現場レベルにおいては、通信キャリアの設備投資の漸減と保守運営も含めたアウトソースが本格化しており、従来の枠組みにとらわれないマルチスキル化が生産性向上のポイントとなっております。コムシスグループの事業に不可欠な施工関連やIT関連の技術者層・有資格者の拡大も今後の事業基盤強化には必須の取り組みであり、計画的な育成を実施してまいります。

また、コムシスグループ各社が備えてきた研修アイテムなどの相互活用により多様な人材を育成するとともに、次世代の事業運営を担う人材の育成を目的に「CHD人材育成プラットフォーム」を構築し、グループを横断した運営体制で人材育成を行っております。

さらに、事業領域拡大により多様なインフラ建設を求められるコムシスグループの環境を鑑み、グループの垣根を超えてワンストップで社会課題や事業機会に応えるため、幹部社員並びに幹部候補者のグループ内人事交流等を実施し、経営幹部の育成を行っております。

ダイバーシティ推進

コムシスグループは、多様な人材の活躍が持続的な成長に必須と考え、ダイバーシティ推進に取り組んでおり、以下の方針のもとに人材育成や社内環境の整備を進めております。

- ・有能な人材の発掘
- ・性別や経歴に関わらず全社員が斬新なアイデアを生み出せる風土・文化の醸成

・社会的な変化・ニーズへの対応

また、建設業界の特性として元々男性主体の会社であったことから、コムシスグループでは特に女性社員の採用を積極的に進め、女性の活躍にフォーカスした各種取り組みを進めることにより、女性管理職比率の向上に取り組んでおります。

(3) リスク管理

コムシスグループは当社社長を委員長、当社取締役及び統括事業会社社長を委員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を随時開催し、コムシスグループ全体における事業リスクを特定し、リスクの影響度に応じた対応を行っております。また、コムシスグループ各社においても同様に適切な会議体においてリスクに応じた対応を行っております。

気候変動関連のリスクと機会については、サステナビリティ委員会が中心となり、気候変動に伴う外部・内部環境の変化が事業に影響を与えるリスクと機会を分析・評価し、その結果を気候変動戦略として事業戦略に反映することで、気候関連リスクへの対応と機会実現を図ります。

気候変動関連のリスク・機会の詳細は統合報告書をご覧ください。

コムシスグループ統合報告書2022 <https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library10.html>

(4) 指標及び目標

コムシスグループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、気候変動に関する対応について、2022年5月に2031年3月期、2051年3月期に向けた温室効果ガス削減目標を設定しております。本目標はSBT (Science-based Targets) の考え方に基づいた目標になります。

Near-term SBTの考え方に基づく

項目	削減目標
Scope1 及びScope2	2031年3月期までに2021年3月期を基準として42%削減 2051年3月期カーボンニュートラル
Scope3	2031年3月期までに2021年3月期を基準として25%削減

また、コムシスグループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

人数及びその比率は、当社及び主要な連結子会社9社における数値となります。

女性社員

2025年3月末までの以下の目標達成に向けて取り組んでおります。

- ・新卒採用者に占める女性比率を30%以上
- ・女性管理職数を2021年4月より30%以上増加（15名以上増加）

2023年5月現在で、新卒採用者に占める女性比率は22%、女性管理職数は56名（8名増加）となっております。

外国人社員

コムシスグループ事業が国内中心という特性に鑑み、測定可能な目標は示しません。現在、管理職ではありませんが、10名の外国人社員が活躍しております。

中途採用社員

即戦力として毎年中途採用社員が経営幹部として入社しております。また、2023年5月時点で、2,042名の中途採用社員が活躍しており、うち700名が管理職です。管理職に占める中途採用社員比率は32%であり今後も30%を下回らないことを目標に取り組んでまいります。

男性の育児休業取得推進

コムシスグループでは、多様性を尊重し充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスを実現する「働き方改革」の一つとして、男性の育児休業取得推進に取り組んでおります。グループ一律の目標は示していませんが、各グループ会社において独自の制度を導入するなど、積極的に取り組みを行っております。なお、各グループ会社における男性の育児休業取得率は、連結子会社のうち主要な連結子会社のものについては「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。また主要な連結子会社以外のものについては「第7 提出会社の参考情報 2 その他の参考情報 (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に、記載しております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

(1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はN T Tグループ各社を主要取引先とした電気通信設備工事事業であります。その依存度が40%程度あるため、N T Tグループ各社の設備投資の規模や構造等の動向により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、新たな事業領域へのチャレンジや成長事業(I Tソリューション事業、社会システム関連事業)の拡大に取り組んでおります。

(2) 安全品質に関するリスク

コムシスグループは、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や暇底担保責任及び製造物責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。

(3) 個人情報の流出に関するリスク

コムシスグループは、個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、統括事業会社のI S O / I E C 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。

(4) 業績の季節変動に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業である電気通信設備工事事業においては、受注及び売上の計上が第4四半期に偏重する傾向があるため、連結会計期間の上半期と下半期のグループ業績に著しい相違が生じるリスクを有しております。

(5) 保有資産に関するリスク

コムシスグループは、事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しておりますが、時価の変動等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、事業運営上不要となった不動産及び有価証券等の売却、専門家もメンバーに加え定期的に開催している資産運用委員会における年金資産のリスクを分散する運用方針の決定等、時価変動の影響抑制に取り組んでおります。

(6) 取引先の信用リスク

コムシスグループは、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるコムシスグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

<コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下、社会経済活動が正常化に向かいつつあり、景気の持ち直しが期待されておりますが、エネルギー価格及び原材料価格の高騰、各種部材不足など供給面での制約、また、金融資本市場の変動等に引き続き注視する必要があります。

コムシスグループを取り巻く事業環境につきましては、通信インフラ分野においては、デジタル田園都市国家構想の推進において地域のデジタル化を加速させるため、光ファイバ及び5G等のデジタルインフラ整備が進められております。社会インフラ分野においては、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化に対応した防災・減災、国土強靱化施策の推進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー分野への成長投資が期待されております。ITソリューション分野においては、行政・公共・医療・介護等複数の分野においてデータを共有及び活用できるデータ連携基盤構築などDX化が進められております。

コムシスグループといたしましては、通信インフラ分野においては、高度無線環境整備推進事業等大型プロジェクトやモバイル関連工事が減少するなど厳しい事業環境の中、グループリソースの有効活用によるシェア拡大及び周辺ビジネスの獲得、コムシスグループ全体最適化を目指したエリアマネジメント体制の強化、複合技術者育成による事業領域拡大など利益確保に努めてまいりました。ITソリューション・社会システムの成長分野においては、バーチャルカンパニーを活用した営業強化及びアライアンスパートナー連携による売上拡大に取り組んでまいりましたが、サプライチェーンの混乱による資材不足・価格高騰、工期延伸によるコスト増などの影響で採算性が低下したほか、一部の再生可能エネルギー関連のプロジェクトにおいて不採算案件が発生いたしました。今後、大型プロジェクトを中心にリスク管理を含めたプロジェクトマネジメント体制を強化してまいります。また、DXを活用した生産性向上、多様で柔軟な働き方改革の深化、新たな事業環境に対応した人材育成など、引き続きコムシスグループの経営基盤強化を図ってまいります。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、502,133百万円（前期比4.2%減）となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、155,407百万円（前期比13.9%減）となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、346,725百万円（前期比0.9%増）となりました。

ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、受注高553,065百万円（前期比0.7%減）、売上高563,295百万円（前期比4.4%減）となりました。

また、損益につきましては、営業利益32,104百万円(前期比25.3%減)、経常利益30,934百万円(前期比29.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益19,338百万円(前期比33.8%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

グループ別の受注高・売上高・セグメント利益〔営業利益〕

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 〔営業利益〕	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	242,941	8.5%	261,546	10.6%	9,275	51.9%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	68,082	2.9%	68,630	4.5%	6,551	6.4%
T O S Y Sグループ	33,559	15.4%	32,492	7.8%	2,063	20.8%
つうけんグループ	65,648	16.0%	62,503	4.4%	6,089	3.3%
N D Sグループ	81,467	0.7%	78,449	0.9%	4,151	2.0%
S Y S K E Nグループ	31,818	14.2%	29,789	8.3%	1,415	22.5%
北陸電話工事グループ	15,775	6.2%	16,124	4.6%	640	2.0%
コムシス情報システムグループ	11,830	2.2%	11,818	0.0%	1,401	16.4%

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ6,755百万円増加し、40,788百万円(前期比19.8%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
当連結会計年度	61,781	6,843	48,233	40,788
前連結会計年度	5,244	11,109	6,171	34,033

生産、受注及び販売の実績

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める電気通信設備工事事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

イ 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	265,648	242,941	8.5
サンワコムシスエンジニアリンググループ	66,158	68,082	2.9
T O S Y Sグループ	29,088	33,559	15.4
つうけんグループ	56,573	65,648	16.0
N D Sグループ	80,915	81,467	0.7
S Y S K E Nグループ	27,853	31,818	14.2
北陸電話工事グループ	16,814	15,775	6.2
コムシス情報システムグループ	12,096	11,830	2.2
その他	1,935	1,941	0.3
合計	557,085	553,065	0.7

(注) 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。

ロ 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	292,433	261,546	10.6
サンワコムシスエンジニアリンググループ	65,702	68,630	4.5
T O S Y Sグループ	30,136	32,492	7.8
つうけんグループ	59,844	62,503	4.4
N D Sグループ	77,763	78,449	0.9
S Y S K E Nグループ	32,481	29,789	8.3
北陸電話工事グループ	16,909	16,124	4.6
コムシス情報システムグループ	11,820	11,818	0.0
その他	1,935	1,941	0.3
合計	589,028	563,295	4.4

(注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
N T Tグループ	249,981	42.4	223,686	39.7

八 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	135,047	116,442	13.8
サンワコムシスエンジニアリンググループ	22,196	21,648	2.5
T O S Y Sグループ	7,529	8,596	14.2
つうけんグループ	8,112	11,258	38.8
N D Sグループ	19,710	22,728	15.3
S Y S K E Nグループ	7,016	9,045	28.9
北陸電話工事グループ	2,536	2,187	13.8
コムシス情報システムグループ	2,108	2,121	0.6
その他	-	-	-
合計	204,258	194,028	5.0

(注) 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績等

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ18,232百万円減少し、303,983百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動資産	増減額（ は減少）	主な要因
受取手形・完成工事未収入金等	34,999百万円	日本コムシスグループにおける減少
現金預金	6,259百万円	日本コムシスグループにおける増加
未成工事支出金等	5,964百万円	日本コムシスグループにおける増加

固定資産は、前連結会計年度末に比べ3,697百万円減少し、198,149百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定資産	増減額（ は減少）	主な要因
有形固定資産	2,145百万円	機械、運搬具及び工具器具備品の減価償却による減少
無形固定資産	1,111百万円	ソフトウェア及びのれんの償却による減少
投資その他の資産	439百万円	関係会社株式の取得による増加、貸倒引当金の計上による減少

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ21,929百万円減少し、502,133百万円となりました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ24,317百万円減少し、134,446百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動負債	増減額（ は減少）	主な要因
短期借入金	27,894百万円	当社における減少

固定負債は、前連結会計年度末に比べ847百万円減少し、20,961百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定負債	増減額（ は減少）	主な要因
長期借入金	306百万円	日本コムシスグループにおける減少
繰延税金負債	238百万円	日本コムシスグループにおける減少

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ25,165百万円減少し、155,407百万円となりました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ3,235百万円増加し、346,725百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

純資産	増減額（は減少）	主な要因
利益剰余金	7,126百万円	親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加

この結果、自己資本比率は67.9%（前連結会計年度末は64.5%）となりました。

b. 経営成績

(売上高)

ITソリューション・社会システムの成長分野において、バーチャルカンパニーを活用した営業強化及びアライアンスパートナー連携による売上拡大に取り組んでまいりましたが、モバイル関連工事の減少に加え、ITソリューション・社会システムの成長分野における発注者の計画見直しによる受注遅れ、工事資材等の納入遅延による工事進捗遅れなどの影響により、当連結会計年度の売上高は563,295百万円となり、前連結会計年度に比べ25,732百万円減収となりました。

(営業利益)

売上高減少、工期延伸によるコスト増及び想定を上回る資材価格高騰のほか、一部の再生可能エネルギー関連のプロジェクトにおいて不採算案件が発生したことから、当連結会計年度の営業利益は32,104百万円となり、前連結会計年度に比べ10,859百万円減益となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は1,738百万円となりました。これは受取配当金850百万円、固定資産賃貸料283百万円などによるものであります。また、営業外費用は2,907百万円となりました。これは、貸倒引当金繰入額2,397百万円、賃貸費用99百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は30,934百万円となり、前連結会計年度に比べ13,101百万円減益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は933百万円となりました。これは固定資産売却益503百万円、関係会社株式売却益218百万円などによるものであります。また、特別損失は1,326百万円となりました。これは、特別退職金288百万円、損害補償損失引当金繰入額244百万円、固定資産除却損176百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は19,338百万円となり、前連結会計年度に比べ9,869百万円減益となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

ロ 資本の財源及び資金の流動性

(資金需要)

コムシスグループの資金需要は、営業活動については、生産に必要な運転資金（材料・外注費及び人件費等）、従業員給与等の販売費及び一般管理費が主な内容であります。投資活動については、事業伸長・生産性向上及び新規事業立上げを目的とした設備投資が主な内容であります。

(財政政策)

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入しております。

ハ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」における当連結会計年度の達成状況は次のとおりであります。

当連結会計年度における売上高につきましては、563,295百万円(前期比4.4%減)となり、通期目標であった580,000百万円に対し未達となりました。

また、営業利益につきましては、32,104百万円（前期比25.3%減）となり、通期目標であった38,000百万円に対し未達となりました。

二 セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

<日本コムシスグループの業績>

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、ITソリューション事業、社会システム関連事業などの受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、モバイル関連工事をはじめ通信事業者の設備投資減少に加え、社会システム関連事業において発注者の計画見直しによる受注遅れなどの影響により、受注高242,941百万円(前期比8.5%減)、売上高261,546百万円(前期比10.6%減)となりました。営業利益も、売上高減少、工期延伸によるコスト増及び想定を上回る資材価格高騰のほか、大型プロジェクトにおいて不採算が発生したことから、9,275百万円(前期比51.9%減)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が減少したことなどにより、278,613百万円(前期比9.8%減)となりました。

<サンワコムシスエンジニアリンググループの業績>

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC設備事業において、グループリソースの有効活用によりシェア拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、受注高68,082百万円(前期比2.9%増)、売上高68,630百万円(前期比4.5%増)となりました。営業利益は、DX活用など生産性向上を図ってまいりましたが、高利益案件の反動減などの影響により、6,551百万円(前期比6.4%減)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が増加したことなどにより、49,379百万円(対前期比9.1%増)となりました。

<TOSYSグループの業績>

TOSYSグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、ITソリューション事業におけるクラウドマネージドサービス提供及び地域DX推進との連携、社会システム関連事業における電気設備工事及び公共関連工事などの受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、受注高33,559百万円(前期比15.4%増)、売上高32,492百万円(前期比7.8%増)となりました。また、営業利益も、売上高増加に加え、各種経費削減に取り組み、2,063百万円(前期比20.8%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金や投資有価証券等が増加したことなどにより、29,093百万円(前期比17.1%増)となりました。

<つうけんグループの業績>

つうけんグループは、高度無線環境整備工事の反動減の影響がある中、モバイル関連工事に加え、ITソリューション事業におけるアライアンスパートナー連携など受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、受注高65,648百万円(前期比16.0%増)、売上高62,503百万円(前期比4.4%増)となりました。営業利益は、業務集約による生産性向上を図ってまいりましたが、高利益案件の反動減などの影響により、6,089百万円(前期比3.3%減)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が減少したことなどにより、52,321百万円(前期比2.4%減)となりました。

<NDSグループの業績>

NDSグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、ITソリューション事業・社会システム関連事業において受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、受注高81,467百万円(前期比0.7%増)、売上高78,449百万円(前期比0.9%増)となりました。営業利益も、売上高増加に加え、各種経費削減など生産性向上を図り、4,151百万円(前期比2.0%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が減少したことなどにより、78,049百万円(前期比1.7%減)となりました。

<SYSKENグループの業績>

SYSKENグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、設備建設工事の受注拡大と、民間・行政機関等からの受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、受注高31,818百万円(前期比14.2%増)、売上高は社会システム関連事業における電気設備工事及び公共関連工事の受注減少などの影響により、29,789百万円(前期比8.3%減)となり、営業利益も、売上高減少のほか、資材価格高騰などの影響により、1,415百万円(前期比22.5%減)となりました。

セグメント資産は、棚卸資産等が減少したことなどにより、24,683百万円(前期比2.3%減)となりました。

<北陸電話工事グループの業績>

北陸電話工事グループは、通信事業者からの設備建設工事、設備保守の他、無電柱化工事等の受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、高度無線環境整備工事の反動減、モバイル関連工事など通信事業者の設備投資減少の影響により、受注高15,775百万円(前期比6.2%減)、売上高16,124百万円(前期比4.6%減)となりました。営業利益は、売上高減少及び資材価格高騰などの影響がありましたが、継続的な生産性向上を図り、640百万円(前期比2.0%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が増加したことなどにより、14,529百万円(前期比3.0%増)となりました。

<コムシス情報システムグループの業績>

コムシス情報システムグループは、通信事業者、官公庁及び金融機関等に向けたシステム開発、構築等の受注拡大に取り組んでまいりました。

当期の業績は、通信事業者及び官公庁などの設備投資減少の影響により、受注高11,830百万円(前期比2.2%減)、売上高11,818百万円(前期比0.0%減)となりました。営業利益も、売上高減少のほか、一部不採算案件などの影響により、1,401百万円(前期比16.4%減)となりました。

セグメント資産は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したことなどにより、10,144百万円(前期比1.6%増)となりました。

(参考) <当社(持株会社)の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として1,433百万円、配当金として12,800百万円を収受いたしました。この結果、営業収益14,233百万円(前期比0.3%減)、営業利益12,880百万円(前期比0.4%減)及び当期純利益12,801百万円(前期比0.5%減)となりました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、工事進行基準の進捗度、工事損失引当金の計上、貸倒引当金の計上、固定資産の減損、棚卸資産の評価、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上等の重要な会計方針に関して、必要と思われる見積り及び判断を合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

コムシスグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

コムシスグループにおいて、連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる重要な見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もありますが、現時点において入手可能な情報を基に検証等を行っております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度におけるコムシスグループが支出した研究開発費の総額は、91百万円であります。なお、各セグメントごとの研究開発費は次のとおりであります。

日本コムシスグループは、建設工事のDX推進に資する新技術の調査研究等に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、36百万円であります。

NDSグループは、ネットワーク技術に関する研究開発及び通信設備工事に関連する技術開発と、新規事業分野に関する新商品及び新サービスの研究開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、22百万円であります。

SYSKENグループは、通信設備部門の機械化、省力化、また電子情報化によるコストダウンと安全・品質の向上及びドローンを活用した新規事業分野の開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、19百万円であります。

北陸電話工事グループは、安全・品質の向上に関する各事業の技術開発活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、12百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は9,808百万円であります。その主なものは、コムシスグループにおけるワークフロー最適化を目的とした共通ITプラットフォームの構築であります。さらに、主要な子会社における工事事務所の建設及び改修のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

セグメント別の設備投資額は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本コムシスグループ	3,864百万円	86.6%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	230	127.0
T O S Y Sグループ	627	102.3
つうけんグループ	1,222	67.2
N D Sグループ	2,450	82.7
S Y S K E Nグループ	961	263.4
北陸電話工事グループ	149	40.2
コムシス情報システムグループ	14	48.4
その他	207	1,587.3
計	9,727	89.9
調整額	80	-
合計	9,808	88.1

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千㎡)	リース資産	合計	
日本コムシス(株) (東京都品川区)	日本コムシス グループ	工事基地 事務所	16,243	472	31,362 (181)	509	48,587	2,636
サンワコムシス エンジニアリング(株) (東京都品川区)	サンワコムシス エンジニアリング グループ	工事基地 事務所	355	59	767 (3)	42	1,224	928
(株)T O S Y S (長野県長野市)	T O S Y Sグループ	工事基地 事務所	2,678	88	2,846 (120)		5,613	764
(株)つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	5,260	256	4,098 (1,101)		9,615	1,000
N D S(株) (愛知県名古屋市)	N D Sグループ	工事基地 事務所	5,668	199	6,993 (146)	754	13,616	1,064
(株)S Y S K E N (熊本県熊本市)	S Y S K E Nグループ	工事基地 事務所	2,094	244	2,744 (136)		5,083	577
北陸電話工事(株) (石川県金沢市)	北陸電話工事 グループ	工事基地 事務所	734	234	1,310 (87)	41	2,320	497
コムシス情報システム(株) (東京都港区)	コムシス情報 システムグループ	工事基地 事務所	22	5	()	3	31	425
コムシスシェアード サービス(株) (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,795	12	808 (3)		2,615	121

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本コムシス(株) 京都南テクノステーシ ョン(仮称) (京都府長岡京市)	日本コムシス グループ	工事事務所	2,000	818	自己資金	2022年7月	2024年3月	事業拠点最適化に よる業務の効率化
NDS(株) 静岡平和ビル (静岡県静岡市)	NDS グループ	工事事務所	1,587 (注)1	676	自己資金	2022年2月	2023年8月	分散拠点集約による 業務の効率化
(株)TOSYS 飯田事業所 (長野県下伊那郡)	TOSYS グループ	工事事務所	900	6	自己資金	2022年12月	2024年7月	分散拠点集約による 業務の効率化
(株)SYSKEN 熊本支店 (熊本県上益城郡)	SYSKEN グループ	工事事務所	704 (注)2	399	自己資金	2022年8月	2023年6月 (注)3	工事事務所集約による 業務の効率化

(注)1 投資予定額の総額を1,600百万円から1,587百万円に変更しております。

2 投資予定額の総額を740百万円から704百万円に変更しております。

3 完成予定年月を2023年4月から2023年6月に変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	141,000,000	133,000,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は 100株であります。
計	141,000,000	133,000,000	-	-

(注) 2023年5月11日開催の取締役会決議により、2023年5月31日付で自己株式8,000,000株を消却しております。これにより発行済株式総数は133,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	63 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,300 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2015年8月22日～2045年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,392 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2044年8月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に

沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数(個)	290 [240] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,000 [24,000] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,928 (注) 4
新株予約権の行使期間	2017年8月22日～2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,928 資本組入額 964
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4 (3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	2016年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	116 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,600 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2016年8月24日～2046年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2045年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第15回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の数(個)	453 [418] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,300 [41,800] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,923 (注) 4
新株予約権の行使期間	2018年8月24日～2025年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	2017年8月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	101 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,100 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2017年8月24日～2047年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第17回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
新株予約権の数(個)	1,549 [1,441] (注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 154,900 [144,100] (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,404 (注)4
新株予約権の行使期間	2019年8月24日～2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,404 資本組入額 1,202
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	2018年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	146 (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2018年8月23日～2048年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,542 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第19回新株予約権	
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
新株予約権の数(個)	3,405 (注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 340,500 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,939 (注)4
新株予約権の行使期間	2020年8月23日～2027年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,939 資本組入額 1,470
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	2019年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56
新株予約権の数(個)	197 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,700 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2019年8月23日～2049年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,537 資本組入額 1,269
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)3の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第21回新株予約権	
決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
新株予約権の数(個)	3,852 [3,812] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 385,200 [381,200] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,908 (注) 4
新株予約権の行使期間	2021年8月23日～2028年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,908 資本組入額 1,454
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第22回新株予約権	
決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57
新株予約権の数(個)	5,420 [5,370] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 542,000 [537,000] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,328 (注) 4
新株予約権の行使期間	2023年8月25日～2029年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,328 資本組入額 1,664
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4 (3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第23回新株予約権	
決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 42 当社完全子会社執行役員 64
新株予約権の数(個)	5,290 [5,240] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 529,000 [524,000] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,210 (注) 4
新株予約権の行使期間	2024年8月24日～2030年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,210 資本組入額 1,605
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第24回新株予約権	
決議年月日	2022年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 40 当社完全子会社執行役員 65
新株予約権の数(個)	5,290 [5,240] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 529,000 [524,000] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,641 (注) 4
新株予約権の行使期間	2025年7月20日～2031年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,641 資本組入額 1,321
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第25回新株予約権	
決議年月日	2023年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)並びに当子会社の取締役及び執行役員
新株予約権の数(個)	上限 6,000 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 上限 600,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)4
新株予約権の行使期間	割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定 資本組入額 (注)5
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

- 2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権の引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
4 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4(3)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
(注)7の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 7 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年6月29日(注)1	-	141,000,000	-	10,000	48,815	10,000

(注)1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

2 2023年5月31日付で自己株式の消却を行い、発行済株式総数が8,000,000株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	74	34	307	263	12	17,505	18,195	-
所有株式数(単元)	-	582,900	66,155	77,471	264,446	81	416,043	1,407,096	290,400
所有株式数の割合 (%)	-	41.42	4.70	5.51	18.79	0.01	29.57	100.00	-

(注)1 自己株式20,221,171株は、「個人その他」に202,211単元及び「単元未満株式の状況」に71株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ41単元及び49株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	31,105	25.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,397	11.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RESILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,337	4.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,247	2.68
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,725	2.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,308	1.91
コムシスホールディングス従業員持株会	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	2,292	1.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREASY CLIENTS ACCOUNT	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,728	1.43
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,661	1.37
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,554	1.28
計	-	66,358	54.94

(注) 1 当社は、2023年3月31日現在自己株式20,221,171株を保有しておりますが、上記大株主から除外していません。

2 2022年6月20日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者が2022年6月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,014	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,007	2.13
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,512	2.49
計	-	7,535	5.34

- 3 2023年2月9日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが2023年2月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS LLP)	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、タ イム アンド ライフ ビル 5階	10,124	7.18
計	-	10,124	7.18

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,221,100 (相互保有株式) 普通株式 82,000	-	単元株式数は100株であります。 単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,406,500	1,204,065	-
単元未満株式	普通株式 290,400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	141,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,204,065	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4,100株(議決権41個)及び49株含まれております。

2 単元未満株式数には当社所有の自己株式71株が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	20,221,100	-	20,221,100	14.34
(相互保有株式) 九州電機工業株式会社	熊本県熊本市北区大窪二丁目8番22号	6,800	-	6,800	0.00
(相互保有株式) 株式会社サンレック	東京都板橋区成増一丁目30番13号	1,200	-	1,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社ジンワ	埼玉県戸田市本町五丁目11番15号	2,200	-	2,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社東海通信資材サービス	愛知県名古屋市中区千代田二丁目15-18	71,800	-	71,800	0.05
計	-	20,303,100	-	20,303,100	14.39

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年5月12日)での決議状況 (取得期間2022年5月13日~2023年3月31日)	2,500,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,964,200	4,999,783,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	535,800	216,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	21.43	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	21.43	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年11月10日)での決議状況 (取得期間2022年11月11日~2023年3月31日)	1,000,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	825,000	1,999,984,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	175,000	15,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	17.5	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	17.5	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年5月11日)での決議状況 (取得期間2023年5月12日~2024年3月31日)	2,000,000	4,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	151,400	425,820,600
提出日現在の未行使割合(%)	92.43	89.35

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	907	2,265,827
当期間における取得自己株式	100	251,590

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式			8,000,000	17,984,000,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	1,072,095	2,377,906,710		
その他 (新株予約権の権利行使に伴う移転)	41,700	92,730,500	19,300	43,386,400
(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	30,626	67,928,468		
(単元未満株式の売渡請求による売渡)	100	238,496		
保有自己株式数	20,221,171		12,353,371	

(注) 当期間における自己株式数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、配当金については、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、5円増配し、年間100円(中間配当50円、期末配当50円)となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得(278万株、69億9千万円)を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2022年11月10日 取締役会決議	6,090	50.00
2023年6月29日 定時株主総会決議	6,038	50.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社の特徴である、取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を進め、さらなる企業価値向上を目指しております。

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実に図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は5名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役5名（2023年6月29日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っています。なお、取締役会構成員の氏名については「(2) 役員の状況」に記載しております。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っております。

社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っております。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

監査等委員会は、社外取締役4名を含む5名により構成され、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催し、業務執行者とは独立した客観的立場で取締役の職務執行及び業務全般を監査しております。

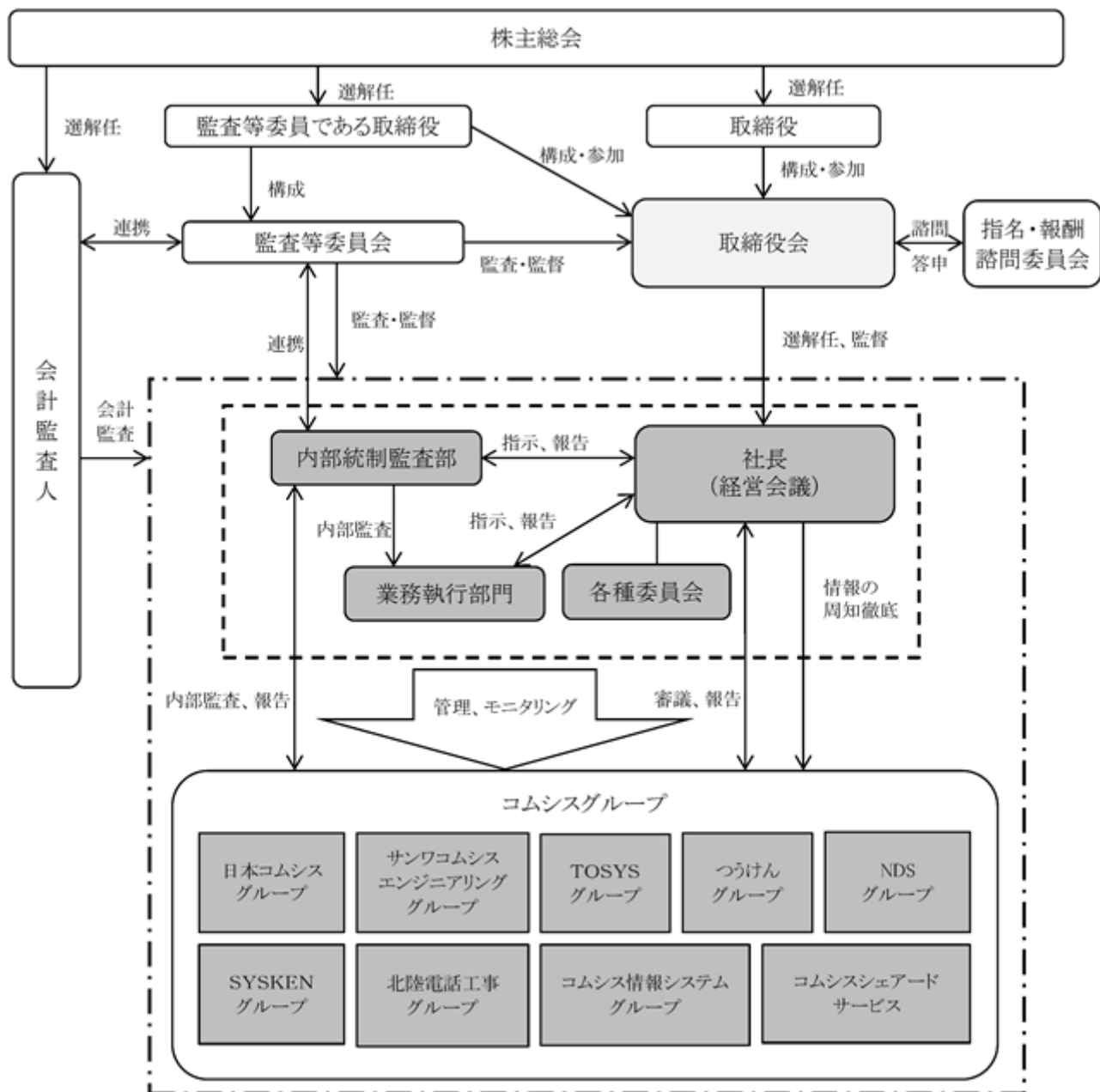
監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するために、監査等委員会室を設置しております。監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室長1名及びスタッフ1名を配置しております。

また、当社は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

	役職名	氏名
委員長	代表取締役社長	加賀谷 卓
委員	代表取締役副社長	田辺 博
委員	社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一
委員	社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行
委員	社外取締役（監査等委員）	市川 恭子
委員	社外取締役（監査等委員）	平野 正弥

（2023年6月29日現在）

ロ コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(2023年6月29日現在)

八 その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また2015年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、2017年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。以降は、社内外の環境変化等に応じて見直しを実施し、直近では2022年6月29日の取締役会において一部改訂を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

○コンプライアンス体制

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員と全監査等委員により構成され、コムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様の委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。

○リスク管理体制

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の維持・増大を図るためには、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しており、事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

当社は、2006年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づき「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員と全監査等委員により構成され、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。

コムシスグループ各社においても、同様の委員会等を設置し、それぞれの事業リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

また、ISO、COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、OHSAS（労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについて、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持、運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

○情報管理体制

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、様々な情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

○グループ会社の管理体制

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ会社運営基準」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、「コムシスグループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したサステナビリティ委員会、リスク・コンプライアンス委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、当社は「コムシスグループ経営理念」のもと「コムシスグループ行動規範」を定め、グループ全体で健全・適正な事業運営を行うとともに、適宜、統括事業会社を通じてグループ各社へ経営方針・施策等の周知徹底を図っております。また、必要に応じてコムシスグループ社長会を開催し、グループ全体での情報共有を図っております。

○反社会的勢力を排除するための体制

コムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

二 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。その被保険者の範囲は当社の取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害については、填補の対象としないこととしております。

ホ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

取締役に関する事項

イ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議に関する事項

イ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。

ロ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を9回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（議長）	加賀谷 卓	9	9
取締役	佐藤 謙一	9	9
取締役	大村 佳久	9	9
取締役	玉村 知史	9	9
取締役	熊谷 仁（注）1	2	2
取締役	尾崎 秀彦	9	9
取締役	野池 秀幸	9	9
取締役	北口 隆也	9	9
取締役（常勤監査等委員）	安永 敦	9	9
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦	9	9
社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一	9	9
社外取締役（監査等委員）	川名 浩一	9	9
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	9	9
社外取締役（監査等委員）	山本 英生	9	9

（注）1 熊谷仁氏の出席状況については、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するまでに開催された取締役会を対象としています。

取締役会における主要な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令および定款に定められた事項等であり、主な議案・報告件数は次のとおりです。

	決議事項	報告事項	合計
経営方針・ガバナンスに関する事項	5件	7件	12件
決算・配当・財務に関する事項	15件	6件	21件
内部統制・リスク管理・コンプライアンスに関する事項	2件	-	2件
人事・指名・報酬に関する事項	16件	4件	20件
その他の案件	2件	1件	3件
合計	40件	18件	58件

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬諮問委員会を3回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（委員長）	加賀谷 卓	3	3
取締役	熊谷 仁（注）1	1	1
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦	3	3
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	3	3

（注）1 熊谷仁氏の出席状況については、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任するまでに開催された指名・報酬諮問委員会を対象としています。

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、役員人事に関する答申案、取締役の報酬に関する答申案及び指名・報酬諮問委員会委員長選定であります。役員人事に関する答申案としては、当社の取締役の選任、当社の代表取締役・役員取締役の選任及び統括事業会社の代表取締役社長の選任について検討しております。また取締役の報酬に関する答申案としては、取締役の報酬体系及び総額の妥当性について検討しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	加賀谷 卓	1957年 3月12日生	2008年 6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支 店長 2012年 6月 同社常務取締役東京支店長 2014年 7月 同社常務取締役東京事業部長 2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役副社長 2015年 6月 当社取締役 2016年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長 2016年 6月 当社代表取締役 2017年 6月 当社代表取締役社長 (現任) 2023年 4月 日本コムシス株式会社取締役会長 (現 任)	(注) 2	424
代表取締役 副社長	田辺 博	1962年 6月 2日生	2015年 6月 東日本電信電話株式会社取締役ネット ワーク事業推進本部サービス運営部長 兼同事業推進本部エンジニアリング部 長 2018年 6月 同社常務取締役ネットワーク事業推進 本部長 2020年 6月 同社代表取締役副社長デジタル革新本 部長 2022年 6月 当社理事 2022年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役副社 長 2023年 4月 同社代表取締役社長 (現任) 2023年 6月 当社代表取締役副社長 (現任) < 他の会社の代表状況 > 2023年 4月 日本コムシス株式会社代表取締役社長	(注) 2	142
取締役	野池 秀幸	1964年 2月26日生	2014年 7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部 長兼北海道支店長 2016年 6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支 店長 2017年 7月 同社取締役東京事業部長 2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員経営企画部長 2019年 6月 当社経営企画部長 2020年 6月 当社取締役経営企画部長 2021年 4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員N T T事業本部長 (現任) 2021年 6月 当社取締役 2023年 6月 当社取締役 事業戦略担当 (キャリア ビジネス) (現任)	(注) 2	91

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	打出 邦彦	1961年4月7日生	2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社SE部ビジネス推進部門長 2012年10月 同社第三営業本部副本部長 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社代表取締役社長 2017年7月 日本コムシス株式会社執行役員ITビジネス事業本部副本部長 2018年6月 同社取締役執行役員ITビジネス事業本部部長 2020年6月 同社取締役常務執行役員ITビジネス事業本部部長(現任) 2020年6月 当社取締役 2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社専務取締役(現任) 2023年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役(現任) 2023年6月 当社取締役 事業戦略担当(ノンキャリアビジネス)(現任) <他の会社の代表状況> 2023年6月 コムシス情報システム株式会社代表取締役	(注)2	93
取締役 財務部長 兼 経営企画部長 兼 事業拡大推進室長	真下 徹	1965年2月1日生	2013年7月 東日本電信電話株式会社東京支店企画部長 2017年7月 同社相互接続推進部長 2021年7月 同社ビジネス開発本部キャリアビジネスプロデュースPT長 2022年7月 当社理事経営企画部長 2022年7月 日本コムシス株式会社執行役員経営企画部長 2023年6月 同社取締役経営企画部長(現任) 2023年6月 当社取締役財務部長兼経営企画部長兼事業拡大推進室長 会社運営担当(財務、コーポレート)(現任)	(注)2	30
取締役 (監査等委員)	安永 敦	1962年5月21日生	1986年4月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 2007年4月 日本コムシス株式会社九州支店業務部長 2013年4月 同社人材育成部人事部長 2017年7月 同社執行役員 2017年7月 株式会社カンドー取締役事業統括部長 2020年6月 日本コムシス株式会社監査役(現任) 2020年6月 当社監査等委員会室長 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	48
取締役 (監査等委員)	中戸川 健一	1951年7月3日生	1974年4月 東京都主税局入所 1976年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1979年8月 公認会計士登録 1979年11月 税理士登録 1981年1月 中戸川公認会計士事務所所長(現任) 2013年11月 富士クラスタ株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	浅井 宏行	1958年2月5日生	1980年4月 住友金属鉱山株式会社入社 2008年10月 同社機能性材料事業部青梅事業所長 2012年6月 同社執行役員人事部長 2015年10月 同社執行役員人材開発部長 2017年6月 同社常務執行役員広報IR部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 2019年6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 2020年6月 同社顧問(現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	市川 恭子	1972年1月30日生	1995年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1999年4月 公認会計士登録 2003年7月 税理士法人エー・ティー・オー財産相談室入所 2003年9月 税理士登録 2011年4月 市川公認会計士事務所所長(現任) 2012年1月 東陽監査法人入所 2021年7月 みつば監査法人代表社員(現任) 2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	平野 正弥	1972年12月24日生	1995年4月 東京電力株式会社入社 1999年4月 東京弁護士会登録 1999年4月 TMI総合法律事務所入所 2005年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得 2006年7月 TMI総合法律事務所弁護士(現任) 2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					831

(注)1 取締役 中戸川健一氏、浅井宏行氏、市川恭子氏及び平野正弥氏は、社外取締役であります。

2 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、4名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である中戸川健一氏、浅井宏行氏、市川恭子氏、平野正弥氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的關係または取引關係その他の利害關係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する、全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、4名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経歴各社とコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的關係または取引關係その他の利害關係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

他社の役員・経営幹部の経歴があり、会社経営に精通している者

法令・会計等の専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、企業経営に関する豊富な経験、公認会計士や税理士としての財務に関する高度な能力、弁護士としての法令についての高度な能力等の幅広い見識、豊富な知識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを期待しております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の实地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役4名を含む5名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を選定しており、経営会議、社内の重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。なお、監査等委員である中戸川健一及び市川恭子の両氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しております。

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計11回開催し、監査等委員全員が全ての回に出席しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（常勤監査等委員）	安永 敦	11	11
社外取締役（監査等委員）	宮下 正彦（注）1	11	11
社外取締役（監査等委員）	中戸川 健一	11	11
社外取締役（監査等委員）	川名 浩一（注）1	11	11
社外取締役（監査等委員）	浅井 宏行	11	11
社外取締役（監査等委員）	山本 英生（注）1	11	11

(注) 1 2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しております。

監査等委員会における具体的な協議及び検討事項は次のとおりです。

- ・ 監査等委員会の監査方針及び監査計画
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）選任議案についての意見決定
- ・ 監査等委員である取締役選任議案に関する同意
- ・ 監査報告書の作成
- ・ 常勤の監査等委員である取締役及び特定監査等委員である取締役の選定
- ・ 会計監査人の選任議案に関する決定及び監査報酬に関する同意
- ・ 会計監査人の監査計画及びレビュー・監査結果
- ・ 経営会議付議事項
- ・ 財務報告に係る内部統制評価 等

各監査等委員は取締役会やリスク・コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、各事業本部等へのヒアリング及び事業所実査や経営層との意見交換などを通じて、監査等委員会として取締役及び執行役員の職務執行全般に関する監査を行っています。これに加えて、常勤の監査等委員は、経営会議及びサステナビリティ委員会等の重要な会議への出席、社長決裁などの重要書類の閲覧、各統括事業会社からの報告受領（訴訟、不正不祥事、内部通報その他）を行うとともに、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会っております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、コムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。監査等委員が必要と判断したときは、コムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを年2回開催しております。

監査等委員会として会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築くとともに、コムシスグループ主要会社の監査役と定例的会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保しております。当事業年度は、5回開催しております。

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員22名及び3名（2023年6月29日現在）の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、コムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性等を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、コムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部統制監査部が取締役会並びに監査等委員会に直接報告を行う仕組みはありませんが、社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議において直接報告を行っております。また監査等委員会において、実地監査に立ち会っている常勤の監査等委員から報告を行っております。

会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

イ 監査法人の名称

仰星監査法人

ロ 継続監査期間

2012年3月期以降

ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 川崎 浩 氏

公認会計士 宮島 章 氏

公認会計士 増田 和年 氏

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名 その他 12名

ホ 監査法人の選定方針と理由

監査の対応方針を含む監査の実施方針による適正かつ適切な監査活動が実施され、独立性の保持を含む品質管理体制に加え、当社グループの事業内容、業態等を踏まえた監査業務・専門性・適切なコミュニケーション等を総合的に勘案し適任と判断いたしました。

（会計監査人の解任又は不再任の決定の方針）

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価に際して、総合的監査能力、組織及び体制、監査遂行状況及び品質管理、独立性、業務執行側の評価、監査費用、監査実績を考慮すべき事項として基準を設けております。当連結会計年度における評価を当該基準に当てはめて行った結果、評価基準を満たしておりました。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	75	-	82	-
連結子会社	47	-	47	-
計	123	-	130	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

ホ 監査等委員会による監査報酬の同意理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、以下のとおりであります。

イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・ 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・ 企業理念を実践する優秀な人材を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として登用できる報酬とする。

ロ 報酬額等の体系および業績連動報酬の概要

報酬等の種別	項目	内容												
固定報酬	基本報酬	当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給することとしております。												
業績連動報酬	賞与	<p>基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として賞与を支給することとしております。</p> <p>業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期および対計画達成度により決定しておりますが、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期および対計画達成度という定量評価かつ定性評価を加味したものとしております。</p> <p>最近事業年度における指標の達成度は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>前期（達成度）</th> <th>期首計画（達成度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結売上高</td> <td>563,295</td> <td>589,028 (95.6%)</td> <td>590,000 (95.5%)</td> </tr> <tr> <td>連結営業利益</td> <td>32,104</td> <td>42,963 (74.7%)</td> <td>40,000 (80.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		実績	前期（達成度）	期首計画（達成度）	連結売上高	563,295	589,028 (95.6%)	590,000 (95.5%)	連結営業利益	32,104	42,963 (74.7%)	40,000 (80.3%)
	実績	前期（達成度）	期首計画（達成度）											
連結売上高	563,295	589,028 (95.6%)	590,000 (95.5%)											
連結営業利益	32,104	42,963 (74.7%)	40,000 (80.3%)											
非金銭報酬 （長期インセンティブ型報酬）	譲渡制限付株式報酬	事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												
	通常型ストックオプション	権利行使価額を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度を対象取締役に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												

八 役位に応じた個人別の報酬等の種類ごとの割合の目安

役位	固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセンティブ報酬)
代表取締役社長	50%	20%	30%
取締役 (監査等委員を除く)	60%	20%	20%

二 報酬等の内容の決定方法

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締役会において決議するものとしたします。

なお、2022年6月29日に開催した第193回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬）に関する決定権限を、2023年6月29日に開催した第203回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬（賞与）の支給についての決定権限を、代表取締役社長 加賀谷卓に一任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社の代表取締役としてグループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）の割当数は取締役会において決議するものとしております。

ホ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動状況 当事業年度の報酬等の額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の活動内容は以下のとおりです。

2022年4月22日 第15回指名・報酬諮問委員会

- ・取締役報酬の基本方針及び2022年度の役員報酬について

当事業年度の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は以下のとおりです。

2022年6月29日 第193回取締役会

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件
- ・譲渡制限付株式報酬の支給及び開示の件
- ・通常型ストックオプションとしての第24回新株予約権の発行及び開示の件

2023年6月29日 第203回取締役会

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

ヘ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額について年額400百万円以内と決議しております。また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に対して、当該報酬限度の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年度100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。また、通常型ストックオプションにつきまして、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、株主総会において決議しております。（2020年6月26日開催第17回定時株主総会、2021年6月29日開催第18回定時株主総会、2022年6月29日開催第19回定時株主総会）

ト 当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役について、以下のとおりであります。

イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・ 監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
- ・ 経営の意思決定・経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬とする。

ロ 報酬額等の体系

監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則といたします。

ハ 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、監査等委員会において協議の上、決議するものといたします。

ニ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動状況

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動内容は以下のとおりです。

2022年6月29日 第55回監査等委員会

- ・ 監査等委員の報酬額の協議に関する件

ホ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額について年額80百万円以内と決議しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセンティブ型報酬)	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	168	84	28	55	10
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	15	15	-	-	1
社外役員	40	40	-	-	5

(注) 固定報酬(基本報酬)及び業績連動報酬(賞与)に含まれる非金銭報酬等はありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えております。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び当社グループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証します。検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ります。

なお、当連結会計年度におきましては2023年3月24日開催の第199回取締役会において2022年12月末時点保有する株式について上記検証を行い、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄について縮減・売却を進める方針を決議しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

日本コムシス株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である日本コムシス株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

日本コムシス株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	24	458
非上場株式以外の株式	12	8,673

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)インターネットイ ニシアティブ	1,069,600	534,800	ITソリューション事業において、 主にネットワーク関連事業での継続 的な取引関係の維持、強化を目的に 保有しております。2022年10月1日 付で2分割とする株式分割を行っ ているため、株式数が増加してしま います。	無
	2,939	2,195		
住友不動産(株)	873,000	873,000	社会システム関連事業において、分 譲マンションにおける共同事業等 での継続的な取引関係の維持、強化 を目的に保有しておりましたが、そ 後の取引に影響がないことを判断 いたしましたので、一部売却する方 針を決定しております。	有
	2,603	2,958		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
戸田建設(株)	1,892,000	1,892,000	社会システム関連事業において、主に再生可能エネルギー事業等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	1,307	1,401		
日比谷総合設備(株)	200,000	200,000	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	432	366		
京浜急行電鉄(株)	326,000	326,000	社会システム関連事業において、品川再開発関連の取引の拡大を図ることを目的に保有しておりましたが、影響がないことを判断いたしましたので売却する方針を決定しております。	有
	410	408		
日本電信電話(株)	65,120	65,120	NTT設備事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	無
	258	230		
JESCOホールディングス(株)	400,000	400,000	NTT設備事業における重要な取引先であり、工事体制の維持及び将来の戦略的連携の推進を目的に保有しております。	無
	201	188		
エクシオグループ(株)	75,717	75,717	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しております。また、通信建設業界の課題解決への対応のため、さらなる関係強化へと進めてまいります。	無
	181	171		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大豊建設(株)	40,833	40,833	社会システム関連事業において、主に建築工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	150	184		
(株)安藤・間	160,500	160,500	社会システム関連事業において、主に再生可能エネルギー事業での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	137	145		
(株)ナカヨ	36,200	36,200	ITソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	43	41		
(株)ミライト・ワン	5,000	5,000	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しております。また、通信建設業界の課題解決への対応のため、さらなる関係強化へと進めてまいります。	有
	8	9		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電信電話(株)	412,000	412,000	N T T 設備事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	1,632	1,460		
日比谷総合設備(株)	430,000	430,000	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	有
	930	788		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	1,010,580	金融機関として取引の円滑化を図ることを目的に、退職給付信託として保有しております。	有
	856	768		
K D D I (株)	136,800	136,800	N C C 設備事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	559	547		
(株)N T T データ	150,000	150,000	I T ソリューション事業において、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	259	362		
(株)みずほフィナンシャルグループ	8,800	8,800	金融機関として取引の円滑化を図ることを目的に、退職給付信託として保有しております。	有
	16	13		
N E C ネットエスアイ(株)	7,200	7,200	I T ソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に、退職給付信託として保有しております。	無
	11	12		

(注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、退職給付信託として保有する株式の経済合理性の検証は、配当の状況等を踏まえて実施しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

N D S 株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社N D S 株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

N D S 株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有いたします。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	20	206
非上場株式以外の株式	15	5,916

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	712

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)アイチコーポレーション	2,072,259	2,072,259	N T T 設備事業及び社会システム関連事業において、工事車両等の安定的な調達を目的に保有しております。	有
	1,649	1,827		
日比谷総合設備(株)	435,850	435,850	社会システム関連事業において、主に電気・空調工事等での継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	942	799		
日本電信電話(株)	225,216	225,216	N T T 設備事業における重要な取引先であり、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	無
	892	798		
名工建設(株)	391,759	391,759	社会システム関連事業において、取引の拡大を図ることを目的に保有しております。	有
	446	475		
エクシオグループ(株)	174,244	174,244	N T T 設備事業等における効率的な施工のための連携等を目的に保有しております。また、通信建設業界の課題解決への対応のため、さらなる関係強化へと進めてまいります。	無
	417	393		
(株)マキタ	127,050	127,050	I T ソリューション事業において、継続的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	有
	416	499		
矢作建設工業(株)	403,565	403,565	社会システム関連事業において、取引の拡大を図ることを目的に保有しております。	有
	333	323		
日東工業(株)	96,912	96,912	I T ソリューション事業及び社会システム関連事業において、建設資材の安定的な調達を目的に保有しております。	有
	256	152		
岡谷鋼機(株)	20,000	20,000	I T ソリューション事業において、情報収集及び取引関係の強化を目的に保有しております。	有
	207	194		
(株)N T T データ	95,000	95,000	I T ソリューション事業において、長期的・安定的な取引関係の維持、強化を目的に保有しております。	無
	164	229		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

- 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	35,107	41,367
受取手形・完成工事未収入金等	1, 4 222,954	1, 4 187,954
リース投資資産	5,073	6,600
未成工事支出金等	6 46,027	6 51,992
販売用不動産	2,050	1,757
商品	999	1,148
材料貯蔵品	2,494	2,692
その他	7,618	11,761
貸倒引当金	109	1,291
流動資産合計	322,216	303,983
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	99,423	100,241
減価償却累計額	54,084	55,743
建物・構築物(純額)	3 45,338	3 44,498
機械、運搬具及び工具器具備品	65,997	66,329
減価償却累計額	39,438	41,886
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	3 26,559	3 24,442
土地	3, 5 70,714	3, 5 70,084
リース資産	3,385	3,525
減価償却累計額	1,815	2,014
リース資産(純額)	1,570	1,510
建設仮勘定	1,199	2,700
有形固定資産合計	145,382	143,236
無形固定資産		
のれん	2,261	1,648
その他	5,587	5,089
無形固定資産合計	7,848	6,737
投資その他の資産		
投資有価証券	2 22,890	2 25,454
長期貸付金	3,150	3,006
繰延税金資産	3,698	4,470
退職給付に係る資産	14,687	12,912
その他	2 4,599	2 5,141
貸倒引当金	411	2,809
投資その他の資産合計	48,615	48,175
固定資産合計	201,846	198,149
資産合計	524,062	502,133

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	87,514	82,842
短期借入金	3 31,845	3 3,950
未払法人税等	4,967	5,075
未成工事受入金	11,585	7,771
完成工事補償引当金	142	145
工事損失引当金	6 2,152	6 5,236
損害補償損失引当金	463	679
その他	20,093	3 28,745
流動負債合計	158,764	134,446
固定負債		
長期借入金	3 486	3 179
繰延税金負債	689	451
再評価に係る繰延税金負債	5 1,213	5 1,213
退職給付に係る負債	14,200	14,151
役員退職慰労引当金	628	616
環境対策引当金	400	400
その他	4,191	3,948
固定負債合計	21,809	20,961
負債合計	180,573	155,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	92,700	93,113
利益剰余金	279,157	286,284
自己株式	40,851	45,318
株主資本合計	341,006	344,079
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,117	3,722
繰延ヘッジ損益	0	78
土地再評価差額金	5 8,250	5 8,250
退職給付に係る調整累計額	2,157	1,620
その他の包括利益累計額合計	2,975	2,985
新株予約権	795	939
非支配株主持分	4,662	4,692
純資産合計	343,489	346,725
負債純資産合計	524,062	502,133

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
売上高	1 589,028	1 563,295
売上原価	3, 8 510,601	3, 8 493,754
売上総利益	78,427	69,541
販売費及び一般管理費	2, 3 35,463	2, 3 37,436
営業利益	42,963	32,104
営業外収益		
受取利息	23	23
受取配当金	848	850
固定資産賃貸料	285	283
その他	494	580
営業外収益合計	1,651	1,738
営業外費用		
支払利息	31	26
貸倒引当金繰入額	-	2,397
賃貸費用	157	99
その他	390	383
営業外費用合計	579	2,907
経常利益	44,036	30,934
特別利益		
固定資産売却益	4 473	4 503
投資有価証券売却益	223	67
関係会社株式売却益	-	218
負ののれん発生益	170	28
事業譲渡益	210	-
抱合せ株式消滅差益	182	-
その他	86	115
特別利益合計	1,346	933
特別損失		
固定資産除却損	5 92	5 176
固定資産売却損	6 41	6 144
投資有価証券評価損	3	132
特別退職金	102	288
減損損失	7 118	7 99
事業構造改革費用	260	109
損害賠償金	487	-
損害補償損失引当金繰入額	463	244
その他	327	130
特別損失合計	1,897	1,326
税金等調整前当期純利益	43,484	30,541
法人税、住民税及び事業税	14,534	11,945
法人税等調整額	476	1,019
法人税等合計	14,058	10,925
当期純利益	29,426	19,615
非支配株主に帰属する当期純利益	218	276
親会社株主に帰属する当期純利益	29,208	19,338

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	29,426	19,615
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	204	608
繰延ヘッジ損益	0	79
退職給付に係る調整額	6	536
その他の包括利益合計	210	7
包括利益	29,215	19,607
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	28,996	19,327
非支配株主に係る包括利益	219	279

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	92,552	260,846	33,284	330,114
当期変動額					
剰余金の配当			11,213		11,213
親会社株主に帰属する当期純利益			29,208		29,208
自己株式の取得				8,004	8,004
自己株式の処分		84		437	522
子会社の自己株式の取得による持分の変動		62			62
連結子会社株式の取得による持分の増減		1			1
連結範囲の変動			113		113
株式交換による増加					-
土地再評価差額金の取崩			203		203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	148	18,311	7,566	10,892
当期末残高	10,000	92,700	279,157	40,851	341,006

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,322	0	8,046	2,163	2,559	764	2,489	330,807
当期変動額								
剰余金の配当								11,213
親会社株主に帰属する当期純利益								29,208
自己株式の取得								8,004
自己株式の処分								522
子会社の自己株式の取得による持分の変動								62
連結子会社株式の取得による持分の増減								1
連結範囲の変動								113
株式交換による増加								-
土地再評価差額金の取崩								203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	205	0	203	6	415	31	2,172	1,788
当期変動額合計	205	0	203	6	415	31	2,172	12,681
当期末残高	3,117	0	8,250	2,157	2,975	795	4,662	343,489

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	92,700	279,157	40,851	341,006
当期変動額					
剰余金の配当			12,211		12,211
親会社株主に帰属する当期純利益			19,338		19,338
自己株式の取得				7,002	7,002
自己株式の処分		14		160	175
子会社の自己株式の取得による持分の変動					-
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
連結範囲の変動					-
株式交換による増加		398		2,373	2,772
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	413	7,126	4,467	3,072
当期末残高	10,000	93,113	286,284	45,318	344,079

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,117	0	8,250	2,157	2,975	795	4,662	343,489
当期変動額								
剰余金の配当								12,211
親会社株主に帰属する当期純利益								19,338
自己株式の取得								7,002
自己株式の処分								175
子会社の自己株式の取得による持分の変動								-
連結子会社株式の取得による持分の増減								-
連結範囲の変動								-
株式交換による増加								2,772
土地再評価差額金の取崩								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	79		536	10	144	29	163
当期変動額合計	605	79	-	536	10	144	29	3,235
当期末残高	3,722	78	8,250	1,620	2,985	939	4,692	346,725

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	43,484	30,541
減価償却費	9,974	10,376
減損損失	118	99
のれん償却額	997	1,093
負ののれん発生益	170	28
事業譲渡損益(は益)	210	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	65	3,579
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	125	36
受取利息及び受取配当金	871	873
支払利息	31	26
売上債権の増減額(は増加)	25,331	33,378
未成工事支出金等の増減額(は増加)	1,349	5,779
仕入債務の増減額(は減少)	4,879	5,021
投資有価証券売却損益(は益)	218	67
投資有価証券評価損	3	132
その他の資産の増減額(は増加)	5,962	703
その他の負債の増減額(は減少)	4,662	8,711
その他	490	82
小計	23,428	75,587
利息及び配当金の受取額	871	873
利息の支払額	31	26
法人税等の支払額	19,024	14,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,244	61,781
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	247	495
投資有価証券の取得による支出	13	21
投資有価証券の売却による収入	1,060	957
子会社株式の取得による支出	3,374	761
事業譲渡による収入	243	-
有形固定資産の取得による支出	8,279	7,520
無形固定資産の取得による支出	2,541	1,162
有形固定資産の売却による収入	1,163	956
貸付けによる支出	2	31
貸付金の回収による収入	196	212
保険積立金の積立による支出	279	304
保険積立金の解約による収入	596	176
その他	128	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,109	6,843

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	26,504	27,595
長期借入金の返済による支出	706	807
自己株式の取得による支出	8,021	7,014
自己株式の売却による収入	305	47
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	29	-
子会社の自己株式の取得による支出	1	-
配当金の支払額	11,213	12,211
非支配株主への配当金の支払額	13	23
ファイナンス・リース債務の返済による支出	651	628
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,171	48,233
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	312	6,703
現金及び現金同等物の期首残高	32,936	34,033
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	576	-
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	208	51
現金及び現金同等物の期末残高	34,033	40,788

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 67社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略していません。

2022年4月1日に株式会社C a N - T E Cを株式取得により連結の範囲に含めております。

2022年4月1日に連結子会社であったコムシスエンジニアリング株式会社は、連結子会社であるウィンテック株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、存続会社であるウィンテック株式会社は、コムシスエンジニアリング株式会社に商号変更しております。

2022年4月1日に連結子会社であった西部通信工業株式会社、株式会社シスニックは、連結子会社である明正電設株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、存続会社である明正電設株式会社は、株式会社S Y S K E Nテクノに商号変更しております。

2022年4月1日に連結子会社であった三重N D S株式会社、三通建設工事株式会社は、株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

2022年7月1日に連結子会社であったコムシス北海道エンジニアリング株式会社は、連結子会社である株式会社つうけんアクティブを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

コムエントラスト株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当なし

(2) 持分法非適用の非連結子会社(コムエントラスト株式会社外)及び関連会社(資材リンコム株式会社外)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、藤木鉄工株式会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

 未成工事支出金

 個別法による原価法

 商品

 主として移動平均法による原価法

 材料貯蔵品

 主として移動平均法による原価法

 仕掛不動産

 個別法による原価法

 販売用不動産

 個別法による原価法

2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 主として定率法を採用しております。

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 10～50年

 構築物 10～50年

(2) 無形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

 完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金

 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

 一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 損害補償損失引当金

 将来の損害補償損失に備えるため、当連結会計年度末において発生の可能性が高く、かつ、損失の金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

 環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

4 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

工事契約に係る収益認識

工事契約に係る収益には、主に電気通信設備の構築の請負等が含まれており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

また、履行義務が一定期間にわたり充足される工事契約において、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち顧客から回収できると見込まれる金額を収益として認識する原価回収基準を採用しております。

工事契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

役務・サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務・サービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

役務・サービス等に係る取引の対価は、役務・サービス等の提供完了後、概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に一括償却しております。

7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(重要な会計上の見積り)

(一定期間にわたり収益を認識する売上高)

当社および当社の連結子会社は、顧客との契約について履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しており、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積りを行っております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定期間にわたり収益を認識する売上高	68,754	38,696

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、工事原価総額の見積りと実際の累積発生原価に重要な乖離がある場合、または工事原価総額の見積りに重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度における進捗部分に係る売上高が適切に反映されない可能性があります。

(工事損失引当金の計上)

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
工事損失引当金	2,152	5,236

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事損失引当金の計上にあたっては、未引渡工事の工事契約金額および原価支出見込額、代金回収可能見込金額等の見積りにより損失見込額の算出を行っておりますが、それらの見積り要素については不確実性を伴っております。

翌連結会計年度において、見積り額と実際の発生額に重要な乖離がある場合や見積り額に重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金の計上)

売上債権及び子会社に対する貸付金の貸倒損失に備えるため、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	-	3,565

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金の計上にあたっては、財務内容評価法及びキャッシュ・フロー見積法に基づいて回収可能性を検討し、回収不能見込金額の算出を行っておりますが、それらの見積り要素については不確実性を伴っております。

翌連結会計年度において、見積り額と実際の発生額に重要な乖離がある場合や見積り額に重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「新型コロナウイルス感染症関連費用」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「新型コロナウイルス感染症関連費用」158百万円、「その他」232百万円は、「その他」390百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」「投資有価証券評価損」及び「特別退職金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた475百万円は、「固定資産売却損」41百万円、「投資有価証券評価損」3百万円、「特別退職金」102百万円、「その他」327百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。受取手形・完成工事未収入金等に含まれる契約資産の金額は、「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形	3,530百万円	3,765百万円
売掛金	17,919 "	14,682 "
完成工事未収入金	133,933 "	137,022 "

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,466百万円	4,341百万円
投資その他の資産その他(出資金)	100 "	32 "

3 担保提供資産

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
建物	1,012百万円	(919百万円)	951百万円	(865百万円)
土地	3,382 "	(1,207 ")	3,110 "	(1,207 ")
機械装置	320 "	(320 ")	374 "	(374 ")
計	4,716百万円	(2,446百万円)	4,435百万円	(2,446百万円)

(注) 上記の他、営業保証金の代用として投資有価証券10百万円を供託しております。

担保対応債務

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
短期借入金	425百万円	(- 百万円)	415百万円	(- 百万円)
1年内返済予定の長期借入金	243 "	(152 ")	126 "	(76 ")
長期借入金	294 "	(109 ")	88 "	(31 ")
その他	- "	(- ")	0 "	(- ")
計	963百万円	(262百万円)	630百万円	(108百万円)

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

4 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	32百万円	80百万円

5 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日法律第34号・最終改正2005年7月26日法律第87号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日政令第119号・最終改正2006年1月27日政令第12号)第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	4,641百万円	5,425百万円

6 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未成工事支出金	1,134百万円	5,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給与	16,327百万円	16,613百万円

3 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	149百万円	91百万円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物・構築物	0百万円	10百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	20 "	21 "
土地	453 "	471 "
計	473百万円	503百万円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物・構築物	58百万円	121百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	22 "	39 "
その他	11 "	15 "
計	92百万円	176百万円

6 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物・構築物	26百万円	18百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	0 "	1 "
土地	13 "	124 "
計	41百万円	144百万円

7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
青森県上北郡 愛知県田原市	事業用資産	機械装置等	80
三重県伊勢市	遊休資産	土地・建物等	37

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

青森県上北郡および愛知県田原市の事業用資産については、処分の意思決定がされた機械装置等について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

三重県伊勢市の遊休資産については、売却の意思決定がされた土地・建物等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県豊川市	遊休資産	土地・建物等	51
熊本県上益城郡	事業用資産	建物・構築物	48

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

愛知県豊川市の遊休資産については、売却の意思決定がされた土地・建物等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、売却予定額に基づく正味売却価額により測定しております。

熊本県上益城郡の事業用資産については、処分の意思決定がされた建物・構築物について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

8 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額（は工事損失引当金戻入額）は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
工事損失引当金繰入額	1,686百万円	3,084百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	68	788
組替調整額	224	75
税効果調整前	293	864
税効果額	89	255
その他有価証券評価差額金	204	608
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	0	114
税効果調整前	0	114
税効果額	0	34
繰延ヘッジ損益	0	79
退職給付に係る調整額		
当期発生額	296	1,161
組替調整額	288	385
税効果調整前	7	775
税効果額	1	238
退職給付に係る調整額	6	536
その他の包括利益合計	210	7

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	141,000,000	-	-	141,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,961,855	2,820,366	206,636	18,575,585

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,818,600株
単元未満株式の買取による増加	1,766株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	241株
ストック・オプション行使による減少	180,000株
譲渡制限付株式報酬としての処分による減少	26,395株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	795
合計			-	-	-	-	795

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,626	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	5,586	45.00	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,121	50.00	2022年3月31日	2022年6月30日

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000	-	-	141,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,575,585	2,790,107	1,144,521	20,221,171

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,789,200株
単元未満株式の買取による増加	907株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	100株
ストック・オプション行使による減少	41,700株
譲渡制限付株式報酬としての処分による減少	30,626株
株式交換による減少	1,072,095株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	939
合計			-	-	-	-	939

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,121	50.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	6,090	50.00	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,038	50.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
現金預金勘定	35,107百万円	41,367百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,074 "	579 "
現金及び現金同等物	34,033百万円	40,788百万円

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、電気通信設備工事事業における車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 ファイナンス・リース取引(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
リース料債権部分	5,088	6,746
見積残存価額部分	386	316
受取利息相当額	401	462
リース投資資産	5,073	6,600

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	1,760	1,338	909	569	236	274

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	2,170	1,673	1,277	877	388	358

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	20,144	20,144	-
資産計	20,144	20,144	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20,017	20,017	-
資産計	20,017	20,017	-

1 現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	2,746	5,537

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	35,107	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	222,954	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	10	-	-
社債	-	100	-	-
その他	-	100	-	400
合計	258,062	210	-	400

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	41,367	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	187,954	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	10	-	-
社債	100	-	-	-
その他	-	-	-	400
合計	229,422	10	-	400

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,388	-	-	19,388
債券	615	-	-	615
その他	140	-	-	140
資産計	20,144	-	-	20,144

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,395	-	-	19,395
債券	-	490	-	490
その他	-	131	-	131
資産計	19,395	621	-	20,017

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの
前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,993	7,844	6,149
	債券	399	369	30
	その他	140	118	21
	小計	14,534	8,332	6,201
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,395	7,063	1,667
	債券	215	217	2
	その他	-	-	-
	小計	5,610	7,280	1,670
合計		20,144	15,612	4,531

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	15,121	8,579	6,541
	債券	278	265	12
	その他	131	118	12
	小計	15,531	8,963	6,567
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,274	5,440	1,166
	債券	211	217	5
	その他	-	-	-
	小計	4,486	5,658	1,172
合計		20,017	14,621	5,395

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,046	223	5
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	1,046	223	5

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	942	67	0
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	942	67	0

3 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度において、有価証券について3百万円（その他有価証券の株式3百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について132百万円（その他有価証券の株式132百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	58,279	58,999
勤務費用	3,844	3,792
利息費用	111	119
数理計算上の差異の発生額	154	1,802
過去勤務費用の発生額	76	-
退職給付の支払額	3,226	3,620
その他	67	22
退職給付債務の期末残高	58,999	57,465

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	62,822	62,830
期待運用収益	1,815	1,695
数理計算上の差異の発生額	383	2,952
事業主からの拠出額	1,066	1,067
退職給付の支払額	2,489	2,951
その他	0	8
年金資産の期末残高	62,830	59,680

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,614	3,343
退職給付費用	398	591
退職給付の支払額	149	191
制度への拠出額	67	263
連結範囲の変更に伴う増減額	378	27
その他	169	1
退職給付に係る負債の期末残高	3,343	3,453

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	54,269	52,648
年金資産	63,597	60,537
	9,328	7,888
非積立型制度の退職給付債務	8,840	9,127
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	487	1,239
退職給付に係る負債	14,200	14,151
退職給付に係る資産	14,687	12,912
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	487	1,239

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	3,844	3,792
利息費用	111	119
期待運用収益	1,815	1,695
数理計算上の差異の費用処理額	286	360
過去勤務費用の費用処理額	11	15
簡便法で計算した退職給付費用	398	591
確定給付制度に係る退職給付費用	2,838	3,183

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
過去勤務費用	64	15
数理計算上の差異	56	790
合計	7	775

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
未認識過去勤務費用	64	49
未認識数理計算上の差異	3,178	2,387
合計	3,113	2,338

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
債券	44%	44%
株式	28%	28%
現金及び預金	13%	13%
その他	15%	15%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度10%、当連結会計年度 9%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
割引率	主として0.0%	主として0.4%
長期期待運用収益率	主として3.4%	主として3.1%

3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,361百万円、当連結会計年度1,413百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	167百万円	192百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新株予約権戻入益		8百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2014年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 87,300	普通株式 54,300
付与日	2013年8月23日	2014年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2013年8月24日 ~ 2043年8月23日	2014年8月23日 ~ 2044年8月22日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,800	普通株式 381,500
付与日	2015年8月21日	2015年8月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2015年8月21日 ~ 2017年8月21日
権利行使期間	2015年8月22日 ~ 2045年8月21日	2017年8月22日 ~ 2024年8月21日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 59,200	普通株式 367,500
付与日	2016年8月23日	2016年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2018年8月24日 ～2025年8月23日
権利行使期間	2016年8月24日 ～2046年8月23日	2018年8月24日 ～2025年8月23日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,800	普通株式 386,500
付与日	2017年8月23日	2017年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2019年8月24日 ～2026年8月23日
権利行使期間	2017年8月24日 ～2047年8月23日	2019年8月24日 ～2026年8月23日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2018年8月3日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 41,900	普通株式 389,000
付与日	2018年8月22日	2018年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2020年8月23日 ～2027年8月22日
権利行使期間	2018年8月23日 ～2048年8月22日	2020年8月23日 ～2027年8月22日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,500	普通株式 399,400
付与日	2019年8月22日	2019年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2021年8月23日 ～2028年8月22日
権利行使期間	2019年8月23日 ～2049年8月22日	2021年8月23日 ～2028年8月22日

	第22回新株予約権	第23回新株予約権
決議年月日	2020年6月26日	2021年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 42 当社完全子会社執行役員 64
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 550,000	普通株式 540,000
付与日	2020年8月24日	2021年8月23日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日	2024年8月24日 ～2030年8月23日
権利行使期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日	2024年8月24日 ～2030年8月23日

	第24回新株予約権
決議年月日	2022年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 40 当社完全子会社執行役員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 529,000
付与日	2022年7月19日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2025年7月20日 ～2031年7月19日
権利行使期間	2025年7月20日 ～2031年7月19日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2014年8月5日	2015年8月6日	2015年6月26日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	1,100	700	7,100	30,000
権利確定(株)				
権利行使(株)	1,100	700	800	1,000
失効(株)				
未行使残(株)			6,300	29,000

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日	2017年8月4日	2017年6月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	13,600	67,800	11,600	159,400
権利確定(株)				
権利行使(株)	2,000	22,500	1,500	4,500
失効(株)				
未行使残(株)	11,600	45,300	10,100	154,900

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2018年 8 月 3 日	2018年 6 月26日	2019年 8 月 7 日	2019年 6 月25日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	17,300	345,500	24,600	391,600
権利確定(株)				
権利行使(株)	2,700		4,900	
失効(株)		5,000		6,400
未行使残(株)	14,600	340,500	19,700	385,200

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2020年 6 月26日	2021年 6 月29日	2022年 6 月29日
権利確定前			
期首(株)	550,000	540,000	
付与(株)			529,000
失効(株)	8,000	11,000	
権利確定(株)			
未確定残(株)	542,000	529,000	529,000
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

単価情報

	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2013年8月6日	2014年8月5日	2015年8月6日	2015年6月26日
権利行使価格(円)	1	1	1	1,928
行使時平均株価(円)	2,587	2,587	2,587	2,534
付与日における公正な評価単価(円)	1,075	1,746	1,392	205

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日	2017年8月4日	2017年6月29日
権利行使価格(円)	1	1,923	1	2,404
行使時平均株価(円)	2,587	2,534	2,587	2,620
付与日における公正な評価単価(円)	1,705	378	2,046	382

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2018年8月3日	2018年6月26日	2019年8月7日	2019年6月25日
権利行使価格(円)	1	2,939	1	2,908
行使時平均株価(円)	2,587	2,461	2,604	2,461
付与日における公正な評価単価(円)	2,542	499	2,537	457

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2020年6月26日	2021年6月29日	2022年6月29日
権利行使価格(円)	3,328	3,210	2,641
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	484	395	286

4 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第24回新株予約権
株価変動性	(注) 1	24.40%
予想残存期間	(注) 2	6年
予想配当	(注) 3	95円/株
無リスク利率	(注) 4	0.081%

(注) 1 2016年7月18日から2022年7月19日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 2022年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	147百万円	1,238百万円
退職給付に係る負債等	1,034 "	1,254 "
役員退職慰労引当金等	347 "	365 "
未払事業税等	482 "	418 "
未払費用	5,815 "	5,587 "
投資有価証券評価損	2,006 "	1,968 "
ゴルフ会員権評価損	139 "	133 "
ソフトウェア評価損	1 "	- "
工事損失引当金	675 "	1,618 "
子会社土地評価差額	1,490 "	1,542 "
繰越欠損金	444 "	384 "
その他	3,491 "	3,465 "
繰延税金資産小計	16,077百万円	17,976百万円
評価性引当額	5,439 "	6,197 "
繰延税金資産合計	10,638百万円	11,779百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	947百万円	935百万円
特別償却準備金	244 "	159 "
子会社土地評価差額	3,261 "	3,181 "
その他有価証券評価差額金	3,132 "	3,343 "
その他	42 "	139 "
繰延税金負債合計	7,629百万円	7,759百万円
繰延税金資産の純額	3,008百万円	4,019百万円

2 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産	3,367百万円	3,367百万円
評価性引当額	3,367 "	3,367 "
再評価に係る繰延税金資産の合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,213百万円	1,213百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,213百万円	1,213百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,213百万円	1,213百万円

3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	1.0%	1.0%
永久に益金に算入されない項目	0.4%	0.5%
住民税均等割等	0.7%	1.0%
のれんの償却額	0.7%	1.1%
負ののれん償却額	0.1%	0.0%
評価性引当額	0.1%	2.0%
その他	0.0%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3%	35.8%

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント								計
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	
通信インフラ	124,904	45,518	21,260	35,340	41,585	22,868	11,514	-	302,993
ITソリューション	48,739	7,370	2,184	13,071	14,592	1,959	1,586	11,820	101,324
社会システム	118,789	12,813	6,691	11,432	21,585	7,654	3,807	-	182,774
外部顧客への 売上高	292,433	65,702	30,136	59,844	77,763	32,481	16,909	11,820	587,092

	その他 (注)	合計
通信インフラ	-	302,993
ITソリューション	-	101,324
社会システム	1,935	184,710
外部顧客への 売上高	1,935	589,028

(注) 「その他」の区分は、人材派遣事業等であります。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず上表に含めております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								計
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	
通信インフラ	103,742	47,666	20,912	36,089	40,061	20,341	11,067	-	279,881
ITソリューション	51,414	7,623	2,585	16,192	15,735	2,625	1,534	11,818	109,530
社会システム	106,390	13,340	8,993	10,220	22,652	6,822	3,522	-	171,942
外部顧客への 売上高	261,546	68,630	32,492	62,503	78,449	29,789	16,124	11,818	561,354

	その他 (注)	合計
通信インフラ	-	279,881
ITソリューション	-	109,530
社会システム	1,941	173,883
外部顧客への 売上高	1,941	563,295

(注) 「その他」の区分は、人材派遣事業等であります。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず上表に含めております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 5 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	142,601	155,383
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	155,383	155,470
契約資産(期首残高)	52,069	67,571
契約資産(期末残高)	67,571	32,484
契約負債(期首残高)	5,346	11,585
契約負債(期末残高)	11,585	7,771

契約資産は、主に期末時点で履行義務を充足しているがまだ請求していない工事に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられております。

契約負債は、主に顧客からの未成工事受入金に関連するものであります。

なお、建設業においては、契約により通常の支払時期が異なり、履行義務を充足する時期との間に明確な関連性はありません。

前連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、4,966百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、10,419百万円であります。当連結会計年度において、契約資産が35,087百万円減少した主な理由は、日本コムシスグループにおける減少であり、これにより32,337百万円減少しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

前連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は204,258百万円であり、主に工事契約に係る取引によるものであります。

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は194,028百万円であり、主に工事契約に係る取引によるものであります。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね１年にわたって収益認識される予定です。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１ 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシスエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「NDSグループ」、「SYSKENグループ」、「北陸電話工事グループ」、「コムシス情報システムグループ」の８つを報告セグメントとしております。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。

「サンワコムシスエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。「TOSYSグループ」は、信越エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「NDSグループ」は、主に東海・北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「SYSKENグループ」は、主に九州エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「北陸電話工事グループ」は、主に北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、情報処理関連事業を行っております。

２ 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失()、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント								
	日本コムシスグループ	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	NDSグループ	SYSKENグループ	北陸電話工事グループ	コムシス情報システムグループ	計
売上高									
通信インフラ	124,904	45,518	21,260	35,340	41,585	22,868	11,514	-	302,993
ITソリューション	48,739	7,370	2,184	13,071	14,592	1,959	1,586	11,820	101,324
社会システム	118,789	12,813	6,691	11,432	21,585	7,654	3,807	-	182,774
外部顧客への売上高	292,433	65,702	30,136	59,844	77,763	32,481	16,909	11,820	587,092
セグメント間の内部売上高又は振替高	8,163	1,707	1,567	2,304	1,018	4,501	354	3,109	22,727
計	300,596	67,410	31,704	62,149	78,781	36,982	17,263	14,930	609,819
セグメント利益	19,297	7,000	1,708	6,297	4,069	1,826	627	1,675	42,502
セグメント資産	308,733	45,247	24,843	53,600	79,359	25,266	14,100	9,985	561,136
その他の項目									
減価償却費	4,976	123	442	1,313	2,066	361	342	44	9,669
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,464	181	613	1,818	2,964	364	370	30	10,808

	その他(注)1	合計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高				
通信インフラ	-	302,993	-	302,993
ITソリューション	-	101,324	-	101,324
社会システム	1,935	184,710	-	184,710
外部顧客への売上高	1,935	589,028	-	589,028
セグメント間の内部売上高又は振替高	17,632	40,359	40,359	-
計	19,568	629,388	40,359	589,028
セグメント利益	13,355	55,858	12,895	42,963
セグメント資産	190,447	751,584	227,521	524,062
その他の項目				
減価償却費	68	9,738	236	9,974
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	13	10,821	307	11,129

(注)1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

- 2 調整額は以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
通信インフラ	103,742	47,666	20,912	36,089	40,061	20,341	11,067	-	279,881
ITソリューション	51,414	7,623	2,585	16,192	15,735	2,625	1,534	11,818	109,530
社会システム	106,390	13,340	8,993	10,220	22,652	6,822	3,522	-	171,942
外部顧客への 売上高	261,546	68,630	32,492	62,503	78,449	29,789	16,124	11,818	561,354
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7,644	1,653	881	3,770	756	1,261	531	2,813	19,313
計	269,191	70,284	33,373	66,273	79,206	31,050	16,656	14,631	580,667
セグメント利益	9,275	6,551	2,063	6,089	4,151	1,415	640	1,401	31,588
セグメント資産	278,613	49,379	29,093	52,321	78,049	24,683	14,529	10,144	536,816
その他の項目									
減価償却費	5,285	132	448	1,303	2,186	332	333	47	10,069
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,864	230	627	1,222	2,450	961	149	14	9,520

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
通信インフラ	-	279,881	-	279,881
ITソリューション	-	109,530	-	109,530
社会システム	1,941	173,883	-	173,883
外部顧客への 売上高	1,941	563,295	-	563,295
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	17,322	36,635	36,635	-
計	19,263	599,931	36,635	563,295
セグメント利益	13,201	44,790	12,686	32,104
セグメント資産	158,822	695,638	193,505	502,133
その他の項目				
減価償却費	96	10,165	210	10,376
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	207	9,727	80	9,808

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社（純粋持株会社）であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	249,981	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	223,686	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	-	80	-	-	37	-	-	-	118

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	118

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	51	-	-	-	-	48	-	-	99

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	99

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	852	-	29	73	40	2	-	-	997
当期末残高	1,917	-	43	146	141	11	-	-	2,261

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	997
当期末残高	-	-	2,261

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	852	-	29	73	136	2	-	-	1,093
当期末残高	1,065	-	14	74	484	8	-	-	1,648

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,093
当期末残高	-	-	1,648

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

日本コムシスグループセグメントにおいて藤木鉄工株式会社を株式取得により連結子会社としたことに伴い、前連結会計年度において負ののれん発生益170百万円を計上しております。

なお、負ののれん発生益の計上額は、前連結会計年度においては170百万円であります。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,761.15円	2,824.12円
1株当たり当期純利益	235.50円	158.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	235.18円	158.71円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	29,208	19,338
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	29,208	19,338
普通株式の期中平均株式数(千株)	124,027	121,758
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	166	91
(うち新株予約権(千株))	(166)	(91)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>2020年8月7日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 550千株</p> <p>2021年8月6日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 540千株</p>	<p>2020年8月7日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 542千株</p> <p>2021年8月6日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 529千株</p> <p>2022年6月29日 取締役会決議 ストックオプション (新株予約権) 普通株式 529千株</p>

(注) 2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	343,489	346,725
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	5,457	5,632
(うち新株予約権(百万円))	(795)	(939)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4,662)	(4,692)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	338,031	341,093
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	122,424	120,778

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 200万株(上限) |
| (4) 取得価額の総額 | 40億円(上限) |
| (5) 取得期間 | 2023年5月12日から2024年3月31日まで |

(自己株式の消却)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 8,000,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合5.67%) |
| (3) 消却後の発行済株式総額 | 133,000,000株 |
| (4) 消却予定日 | 2023年5月31日 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
藤木鉄工(株)	藤木鉄工(株)第4回 無担保社債	2019年 9月30日	100	-	0.2	-	2022年 9月27日

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,988	3,594	0.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	857	356	0.4	
1年以内に返済予定のリース債務	567	599	2.8	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	486	179	0.4	2024年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,368	1,221	2.7	2024年～2031年
その他有利子負債	-	-	-	
合計	34,268	5,952	-	

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	109	56	13	-
リース債務	453	363	230	114

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	107,466	230,867	357,930	563,295
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,400	10,236	17,976	30,541
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,692	6,537	11,648	19,338
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	22.03	53.45	95.45	158.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	22.03	31.42	42.07	63.60

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	116	101
関係会社預け金	56,022	26,596
未収入金	4,930	2,587
その他	7	5
流動資産合計	61,077	29,290
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	5	5
減価償却累計額	4	4
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	3	1
無形固定資産合計	3	1
投資その他の資産		
関係会社株式	124,780	124,780
繰延税金資産	84	79
その他	53	48
投資その他の資産合計	124,918	124,908
固定資産合計	124,923	124,910
資産合計	186,000	154,201

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社預り金	34,587	35,419
短期借入金	27,000	-
未払法人税等	2,183	31
その他	488	328
流動負債合計	64,259	35,779
固定負債		
退職給付引当金	0	1
固定負債合計	0	1
負債合計	64,259	35,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	123,403	123,812
資本剰余金合計	133,403	133,812
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,468	19,057
利益剰余金合計	18,468	19,057
自己株式	40,925	45,388
株主資本合計	120,945	117,480
新株予約権	795	939
純資産合計	121,741	118,420
負債純資産合計	186,000	154,201

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 12,900	1 12,800
経営管理料	1 1,375	1 1,433
営業収益合計	14,275	14,233
営業費用		
一般管理費	2 1,343	2 1,352
営業利益	12,931	12,880
営業外収益		
受取利息	1 38	1 39
未払配当金除斥益	13	19
その他	4	1
営業外収益合計	56	60
営業外費用		
支払利息	1 30	1 28
自己株式取得費用	16	12
その他	0	4
営業外費用合計	47	46
経常利益	12,940	12,894
特別利益		
新株予約権戻入益	-	8
特別利益合計	-	8
税引前当期純利益	12,940	12,903
法人税、住民税及び事業税	86	97
法人税等調整額	9	4
法人税等合計	77	102
当期純利益	12,863	12,801

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	123,319	133,319	16,818
当期変動額					
剰余金の配当					11,213
当期純利益					12,863
自己株式の取得					
自己株式の処分			83	83	
株式交換による増加					
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	83	83	1,650
当期末残高	10,000	10,000	123,403	133,403	18,468

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	33,359	126,778	0	764	127,542
当期変動額					
剰余金の配当		11,213			11,213
当期純利益		12,863			12,863
自己株式の取得	8,004	8,004			8,004
自己株式の処分	438	522			522
株式交換による増加					
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			0	31	31
当期変動額合計	7,566	5,832	0	31	5,801
当期末残高	40,925	120,945	-	795	121,741

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	123,403	133,403	18,468
当期変動額					
剰余金の配当					12,211
当期純利益					12,801
自己株式の取得					
自己株式の処分			14	14	
株式交換による増加			394	394	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	408	408	589
当期末残高	10,000	10,000	123,812	133,812	19,057

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	40,925	120,945	-	795	121,741
当期変動額					
剰余金の配当		12,211			12,211
当期純利益		12,801			12,801
自己株式の取得	7,002	7,002			7,002
自己株式の処分	160	175			175
株式交換による増加	2,377	2,772			2,772
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				144	144
当期変動額合計	4,463	3,464	-	144	3,320
当期末残高	45,388	117,480	-	939	118,420

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。経営管理料においては、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日以降の受取日をもって収益を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未収入金	4,930百万円	38百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

営業収益

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	12,900百万円	12,800百万円
経営管理料	1,375 "	1,433 "

営業外収益

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受取利息	38百万円	39百万円

営業外費用

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払利息	21百万円	22百万円

2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	174百万円	168百万円
給料諸手当	495 "	466 "
株式報酬費用	191 "	214 "

(有価証券関係)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	124,780	124,780

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
株式報酬費用	45百万円	46百万円
未払金	32 "	28 "
未払事業税等	6 "	4 "
退職給付引当金	0 "	0 "
繰延税金資産合計	84百万円	79百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	84百万円	79百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.5%
永久に益金に算入されない項目	30.5%	30.4%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6%	0.8%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

当社の収益は、子会社からの経営管理料および受取配当金となります。経営管理料においては、契約内容に応じた役務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日以降の受取日をもって収益を認識しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 200万株(上限) |
| (4) 取得価額の総額 | 40億円(上限) |
| (5) 取得期間 | 2023年5月12日から2024年3月31日まで |

(自己株式の消却)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 8,000,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合5.67%) |
| (3) 消却後の発行済株式総額 | 133,000,000株 |
| (4) 消却予定日 | 2023年5月31日 |

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	-	-	-	5	4	0	0
有形固定資産計	-	-	-	5	4	0	0
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	76	75	2	1
無形固定資産計	-	-	-	76	75	2	1

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

(1) 当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に提出した書類

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第19期）	自	2021年4月1日	2022年6月29日	関東財務局長に提出。
		至	2022年3月31日		
内部統制報告書	事業年度（第19期）	自	2021年4月1日	2022年6月29日	関東財務局長に提出。
		至	2022年3月31日		
四半期報告書 及び確認書	（第20期第1四半期）	自	2022年4月1日	2022年8月8日	関東財務局長に提出。
		至	2022年6月30日		
	（第20期第2四半期）	自	2022年7月1日	2022年11月11日	関東財務局長に提出。
		至	2022年9月30日		
	（第20期第3四半期）	自	2022年10月1日	2023年2月13日	関東財務局長に提出。
		至	2022年12月31日		
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書			2022年6月29日	関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書			2022年6月30日	関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書			2023年6月29日	関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書			2023年6月29日	関東財務局長に提出。
臨時報告書の訂正報告書	2022年6月29日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書			2022年7月20日	関東財務局長に提出。
有価証券届出書 及びその添付書類	有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類			2023年6月29日	関東財務局長に提出。
自己株券買付状況報告書	報告期間	自	2022年6月1日	2022年7月13日	関東財務局長に提出。
		至	2022年6月30日		
	報告期間	自	2022年7月1日	2022年8月9日	関東財務局長に提出。
		至	2022年7月31日		
	報告期間	自	2022年8月1日	2022年9月13日	関東財務局長に提出。
		至	2022年8月31日		
	報告期間	自	2022年9月1日	2022年10月13日	関東財務局長に提出。
		至	2022年9月30日		
	報告期間	自	2022年10月1日	2022年11月14日	関東財務局長に提出。
		至	2022年10月31日		
	報告期間	自	2022年11月1日	2022年12月14日	関東財務局長に提出。
		至	2022年11月30日		
	報告期間	自	2022年12月1日	2023年1月13日	関東財務局長に提出。
		至	2022年12月31日		
	報告期間	自	2023年1月1日	2023年2月14日	関東財務局長に提出。
		至	2023年1月31日		
	報告期間	自	2023年2月1日	2023年3月14日	関東財務局長に提出。
		至	2023年2月28日		
	報告期間	自	2023年3月1日	2023年4月14日	関東財務局長に提出。
		至	2023年3月31日		
	報告期間	自	2023年5月1日	2023年6月14日	関東財務局長に提出。
		至	2023年5月31日		

- (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
 連結子会社のうち、主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は次のとおりであります。

当事業年度						
名 称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		育児休業等取得率 (注)2	育児休業等及び育児目的休暇の取得率 (注)3	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
コムシスマバイル(株)	1.0	0.0	0.0	68.7	74.4	98.4
コムシスエンジニアリング(株)	3.6	14.0	14.0	78.3	75.9	90.6
株)フォステクノ四国	5.3	50.0	100.0	70.0	68.1	76.3
コムシスプロミネント(株)	4.5	14.0	0.0	92.3	85.4	-
琉球通信工事(株)	4.3	0.0	0.0	100.9	93.3	86.7
株)日本エコシステム	1.4	37.0	75.0	62.5	63.3	-
東京舗装工業(株)	0.0	50.0	50.0	51.9	52.5	55.7
株)カンドー	0.8	31.0	62.0	75.3	76.5	63.1
東京ガスライフバルカンドー(株)	0.0	33.0	75.0	70.2	72.0	107.6
藤木鉄工(株)	0.0	16.0	0.0	78.3	82.4	105.8
コムシスネット(株)	0.0	100.0	100.0	78.9	79.3	79.1
コムシス東北テクノ(株)	20.0	100.0	100.0	68.7	87.8	64.6
コムシス通産(株)	13.5	-	-	86.4	86.9	79.7
三和電子(株)	1.2	40.0	40.0	78.8	85.8	73.6
株)エス・イー・シー・ハイテック	4.3	20.0	100.0	78.9	79.4	80.5
サンコムテクノロジー(株)	0.0	0.0	0.0	73.9	73.6	76.3
株)アルスター	0.0	33.0	33.0	66.5	72.1	56.3
株)トーシス新潟	2.4	40.0	40.0	69.9	76.2	86.1
チューリップライフ(株)	0.0	100.0	100.0	110.0	77.1	107.2
株)つうけんアドバンスシステムズ	3.8	0.0	0.0	70.9	73.7	40.1
株)つうけんアクティブ	2.7	14.0	0.0	83.2	79.1	69.8
株)つうけんアクト	0.0	0.0	0.0	69.1	61.0	89.6
愛知NDS(株)	0.0	100.0	100.0	36.1	12.7	108.8
豊橋NDS(株)	0.0	100.0	100.0	66.3	55.7	110.2
大日通信(株)	0.0	60.0	60.0	55.5	65.0	71.7
岐阜NDS(株)	0.0	0.0	100.0	75.7	77.7	104.3
株)CaN-TEC	0.0	0.0	0.0	70.9	58.7	105.7
NDSインフォス(株)	2.4	100.0	100.0	80.4	80.4	-
NDSソリューション(株)	3.0	91.0	0.0	76.6	82.9	76.3
東名通信工業(株)	0.0	-	-	25.6	77.0	-
株)SYSKENテクノ	1.8	0.0	0.0	68.0	84.5	71.6
株)システムニシツウ	3.6	-	-	77.0	79.9	68.2
北話エンジニアリング(株)	0.0	16.0	16.0	67.3	62.9	92.2
コムシステクノ(株)	0.0	-	-	74.7	74.7	75.3

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

- 4 連結子会社のうち主要な連結子会社のものについては「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月29日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮島 章

指定社員
業務執行社員 公認会計士 増田 和年

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

一定の期間にわたり収益を認識する工事契約	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】4. 会計方針に関する事項の5重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事契約に係る収益認識については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性の乏しい契約を除いて、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。</p> <p>履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出している。</p> <p>監査基準等で要求されているように、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態等に関連して不正リスクが発生するかの判断が求められる。そのため、会社が既に公表している通期の予算を達成することを目的として、一定の期間にわたり収益を認識している案件について次のリスクを想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注済み、かつ、一定の期間にわたり収益を認識している案件について、未だ契約できていない追加工程の増額分を工事収益総額に含めることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク 受注済み、かつ、一定の期間にわたり収益を認識している案件について、実行予算の金額を過少に改定して進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク 未だ現場に投入されていない原価を実際発生原価として集計し進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク <p>このような処理が行われた場合には完成工事高が過大に計上され、質的な重要性が高いことから当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した。</p>	<p>当監査法人は一定の期間にわたり収益を認識する工事契約について、次の監査上の対応を行った。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容及び記載したリスクに関連する内部統制を理解するとともに整備・運用状況の有効性を評価した。評価の対象とした内部統制には、受注確定承認、実行予算承認、請求書承認を含んでいる。</p> <p>(2) 主な実証手続等</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算日時点の契約内容に関する確認書を顧客に送付・回収し、会社が認識している請負金額と確認書の回答を照合した。 一定の期間にわたり収益を認識している案件で、監査人のリスク評価に基づいて決定した進捗率以上のものについて、一定金額以上、請負金額が増額されている案件の有無を把握した。該当した案件については増額部分もしくは増額後の請負総額と変更契約書等を照合した。 一定の期間にわたり収益を認識している全ての案件について、原価費目別に実行予算上の工事原価総額と実際発生原価を比較し、実際発生原価が超過している案件の有無を検討した。 当初の工事原価総額と其後の推移を比較し、変動の要因となった事象が工事原価総額の見積りに与える影響について検討した。 工事収益総額又は進捗率が監査人のリスク評価に基づいて決定した基準以上のものについて、請求書等の外部証憑との照合、実行予算書及び工程管理表の閲覧並びに質問を行い、その進捗率が案件の実態を反映しているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮島 章指定社員
業務執行社員 公認会計士 増田 和年

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。